

數二十餘人あり會長を潘宏徳と云ふ寬城子の人にして琿春より派せられたるものに係る

會勇は三日乃至五日に一操し定期なし武器は洋銃を用ゆ會勇は皆雇兵にして每人毎月の俸給銀七圓五十錢とす馬匹は會長の乗用として四五頭あり小黃溝々口西崴子團練會は黃溝會と名く會勇二十餘人一定の服裝なし印票を附與して證據とす光緒三十一年(明治三十八年)八月間の創立にして會長は民戸の公選とす

會勇は一定の操期なく只射的を事とす凡て雇兵にて毎月俸給九吊とす缺を生ずれば別に補充す年齢三十餘歳のもの多し馬三四頭あり  
敦化縣下

敦化城四郷皆團練會あり各會勇百餘人或は二百餘人ありて一定せず此等の各會長を劉大海、姚某、梅某、鮑某と云ふ而して會勇は皆農夫とす  
大石頭河子團練會々長を崔某と云ふ會勇定數なし事あれば専ら牌を下して招募す兵器は洋銃を用ゆ

娘々庫團練會は屯内に設けられ會總王義成會勇十人あり毎月俸給十吊文を受く會總は官派とす會勇は皆二十歳以上の者を挑募す該會の經費は地畝に按して徵收し定額なし

楊木林子團練會は會勇三百餘人あり四圍三十清里内の村民皆會中にあり會長を劉某と云ふ

### 三、黑龍江省

#### 黑水廳下

齊々哈爾地方團練會あり會長は皆郷村の大家有力の郷紳等輪班更替事に當る會勇は皆旋條銃を使用す會名は地名によりて異なり例へば頭界は頭團と云ふが如し民間地百餘响ある者は會勇一人を出し百响未滿の者は或は二家三家協同して一人を出し又雇充を許す會勇は平常百餘人なるも有事の時は二百餘人に至る

#### 呼蘭河下

呼蘭河城外に團練會あり會長蔡某會勇百餘名皆新式銃を使用す馬二三十頭あり



り常に呼蘭城の西南柳營子に屯紮す

呼蘭河一帶には頭界二界三界四界五界の團練會あり即ち左の如し

- |    |    |     |    |     |     |
|----|----|-----|----|-----|-----|
| 頭界 | 會總 | 李林發 | 二界 | 會總  | 路德山 |
| 三界 | 會總 | 耀發  | 四界 | 副辦  | 譚慶  |
| 五界 | 會總 | 崔慶  | 會總 | 趙鳳樓 |     |

以上各會總は皆屯内にありて品德人を服するに足る者にして大衆共に推して首領となす各會勇は定數なし會費は毎年民地一晌に付き錢一吊を出す武器は新式銃二人抬銃等とし馬は自備とす若し會中の規約に違犯する者あらば夫々其頭目を罰す

沈家窩舖附近宮家溝團練會には會勇八九十人あり抬銃及び新式銃を使用す太平溝團練會亦會勇七八十人あり

綏化府下

雙河鎮團練會あり北團林子城北一帶の村庄皆之に屬す設立以來已に七八年を

過ぐ而して會長は衆庶の公舉に係る現今は李青田なるもの之に當る會勇五六百人を有し皆な民戸より徵募す富家は一人或は二人を出し或は雇傭して其員に充つ凡て年齢二三十歳を限る會の費用は田宅畝歩の多少を按して負擔せしむ而して武器は新式銃を用う

朝布窩棚四外に團練會勇約三百餘名あり團練會長張永貴王振東等あり皆新式銃及び旋條銃を使用し會費は附近商民の籌款による

上集廠團練會々勇五六十人あり俸給馬勇は一月七兩歩勇は四兩乃至六兩とす光緒二十八年(明治三十五年)の設立に係る



第四章 賦稅

第一節 概言

清國の財政制度は甚だ不完全を免れず全國の收入を政府に網羅して更に經費を支出するに非ず凡て地方分治の制度を採り各省其省の收入を以て省儲と京庫送儲とに別ち而して其徵收各項は各省慣習の異同と地方情況の差異により均しからず之を以て能く收支の實數を究むる事難し而して滿洲の如きは從來土地僻遠にして民戸未だ繁からず三省の收額は三省の支出を償ふに足らず之に加ふるに邊境籌防の事重きを以て籌餉常に足らず其不足額は全く之を各省の協助に仰げ爾後三省の賦稅漸く起りたるも田賦に付ては旗田民田相綜り開墾陸科の地到處散布し其混亂は數度の戰禍によりて愈甚だしく未だ整齊の法を講ずるに至らず其他各種稅目の雜多なるは更に一律なく之が徵收管理すべき稅局は管理の不備

により其收額の多半は當局の中他に歸し之を本部各省に比して更に甚しきを加ふるものあり

今滿洲歲出入の概略を擧げたる後賦稅の大宗たる田賦を述べ次で稅目稅局を擧げて各省課稅の實相に及ぼし以て滿洲に於ける賦稅の大要を述べんとす其土貢及び差役は殊に滿洲に於て注目す可きものあるを以て賦稅の後章に附せり

第二節 歲出入概略

滿洲各省歲入の財源は古來地租を以て主とし其他官有地小作料並に關稅鹽稅雜稅等の項目ありて歲入の不足を補ふ又各村及び團練會の自治に要する經費額は地方稅法により徵收す而して關稅及自治に要する經費を除くの外は凡て清國地方州縣官の管理徵收に係り内徵收費及び衙門の經費支出を除くの外各州縣の納稅定額は通常全省の道臺庫に解送し餘額は州縣各庫に儲藏し州縣地方不時の用に備ふ之れ一般州縣理財の通則なり而して東三省は始め地荒れ人稀に加ふるに邊防費ありて到底一省の收入を以て一省の支出を補ふ能はざるを以て止むなく



國庫の補助を受くるに至れり其額始めは毎年各省より解撥する銀額百萬餘兩なりしが光緒元年奉天將軍崇實核算の上各自其省の徵稅額を控除し其不足額は毎年實銀約七十萬兩のみ國庫の補助あらんことを請ひ直ちに裁可あり戶部に命じて本部支那各省に指命分擔せしめ各省の督撫をして年々盛京戶部に交納せしむることとし盛京戶部より更に吉林黑龍江二省に分配するに定めたり之を以て東三省の財政は三省の歳入と此七十萬兩とを以て軍費其他の支出に充てたるものなり然るに此七十萬兩は實際其數に満たず年々缺損不足ありて光緒元年より光緒三十年(明治三十七年)に至る間の不足額三百五十四萬五千餘兩の多きに上れり之により奉天將軍は屢々上奏して各省に命じて定額の通り送致せられんことを請求せり後滿洲各省に於ては毎年年末翌年の經費を見積り其中より三省の徵稅額を控除し實際の不足額のみを三省各別に分ちて盛京將軍より請求するの例となしたるも猶ほ各省よりの補助額之に及ばざるものあり近く光緒三十一年(明治三十八年)東三省打牲烏拉の請求金額は四十九萬九千〇九十餘兩なりしも山東臨清關西淮江西長蘆等の地方より解送し來れる額は僅に十六萬八千四百三十餘兩に過ぎずして實に三十三萬〇六百五十餘兩の不足を見るに至れり

光緒三十二年(明治三十九年)の請求金額は黑龍江省は未定なるが盛京省三十六萬吉林省二萬三千七百二十六兩打牲烏拉四萬一千八百六十六兩なりと云ふ而して此補助額以外各省の徵稅額は年々將軍より戶部に冊報するものなれども元より整然たる歳出入の明細表なきを以て今其實數を知るに便ならず以上は歳入に干する要領なるが其歳出に至ても又甚だ簡單にして殆んど豫算なしと云ふ可く各官衙とも吏員の俸給及び廳費等は先例を襲ふ概略なる制限高あるのみ而して支拂は通常毎年一回地租徵收後に於て之を行ひ其他雇兵の月給臨時雇役者の給料及び不時の支出は即時拂をなすも需用品の如きも大概御用商人ありて之を調達し年末に至り決算す故に一年の支出に殘餘あれば豫備金又は倉穀として翌年に繰越し不足あれば一時の借入をなし次期の課稅を以て償還せり歳出の重なる官吏公吏の俸給額は通常租稅より支辨するものなるが行政區劃の不同なる爲め同職と雖も其管轄地域の大小により俸給に懸隔あるを免れず今大要を述べれば總督は年額銀六千兩乃至八千兩知府は三千兩乃至六千兩知州は五



百兩乃至二千兩道臺は五百兩乃至一千兩知縣は二百兩乃至五百兩なりと云ふ

三百六十六

### 第三節 田賦

滿洲の地は始め開墾未だ行はれず僅に八旗の屯田兵をして屯田せしめ從て田賦なるものなし其後漢人の移住漸く多く或は旗田を佃し或は自ら開墾を行ふにより遂に吉林にては雍正十三年始めて田賦の制を定め漸次開墾せらるゝに從て地租を賦課したり故に旗民の地錯綜し熟地荒地相參差し加ふるに地方官は各地地質の異同と從來沿襲する所あるを免れざるを以て其田賦は地方によりて著しき差異あり

且つ滿洲の土地に種々の名目あり曰く官莊曰く旗地曰く民田其他旗人の開墾したるものに旗民餘地あり漢民の開墾せるものに民戸餘地あり旗民を論せず開墾後一定年を過ぎ既に地租を納むるものに墾科地あり旗民を論せず讓與賣買變更の爲め官より錢糧賦課等の公書を下附せられたるものに紅冊地あり而して右等の名目は大體土目の順序にして其地租の輕重を表明するに過ぎず又此等田地の

數額に付ては各舊制に擧ぐる所あるも爾來開墾地漸く多く且つ旗地莊田の如きは或は民田に變更し或は民人に轉賣し居るを以て現額詳かならず而して盛京省には伍田地牛倉地等の名目あるも吉林黑龍江二省は旗地官莊の二あるのみ此等の土地取扱法は大概各城の旗官及び地方州縣に於て土地臺帳を設け其賣買讓與等の時は詳かに年月を記載するは勿論賣買したる土地は必ず印契即ち登記濟證書を附與し以て他日の證據となし一見整然たるか如きも實際は田畝の丈量を試むるに非ず且つ人民は成る可く租税の輕減を謀らんとため故意に過小の申告をなし且つ私墾に係る地方は全く不明なるが故長白山麓一帶の地方の如き全く地租を納めざるもの多し

免租となるべき者は通常旗地及び社稷山川學校先聖先賢の廟基祭田並に一切の祠墓厲壇寺觀等なり又各地の堤を築き河を濶し及衙署營堡を築造せし地は勘明して免賦す叢林古刹所有の齋田會て官廳に報明し寺冊に載入せし者も亦然り近年に至り滿洲各地方の鐵道田地も吉林盛京將軍の上奏により凡て免稅となせり土地には地價の制定なるものなく其課税は多く當年耕作せる收實の百分の一乃



至百分の二を標準とし又土地の肥瘠によりて上中下の三則に分てり吉林省にては民地徴銀は上則三分中則二分下則一分徴米は上則六升六合中則は四升四合下則は二升二合續行查出地は徴銀八分徴米四合四勺を定制とすれども現況詳ならず其新開墾地に於ける地價の制定に付ては前章開墾局下に述べたり

一般納税の法通常先づ各州縣に於て管下里村に滾單なる徴税令書を發し單内には每里戸數及び毎戸田賦の數納租者の姓名を書す又處により聯票を用ゆ聯票は三聯のものにして一は官廳に留め一は簿冊に貼付し一は戸部に送るものなり

納期に至れば旗人は八旗より各領催一名兵丁四五名と共に旗屯に趣き屯達と共に徴收し州縣にありては戸房より差役を派して郷約と共に徴收に従ふ又徴税令書を以て郷約に交し一郷内を一括して徴收責任を負はしめ而して特に徴收費として五分乃至一割を與ふる所あり又縣に近き地方の納税者は自ら縣衙門内の戸房に納租す之を親輸と云ふ其滯納者は通常郷約をして督促せしむるものあり或は否らざる所あり又其賦額及び納期も從來沿襲する處により地方區々として一定の律なき事後表に就て之を知る可し唯地方の陸科地即ち開墾後三年乃至五年

の年限を経たるものは每响六百六十文を課する事は殆んど一定せるが如し

税額の錯綜と旗民地の紊亂して不明なるは以上の如し吉林省にては拳匪事變後地方凋敝して兵餉乏しきを以て光緒二十八年正月吉林將軍長順の奏請により旗地民地を一律に丈量の上賦税し及び各地の荒地を勘査して開墾以て籌餉の法となす事に決したるも爾來紛繁として日久しく未だ其緒に就かず加ふるに光緒三十年五月吉林十旗の協領戸司等吉林知府と會同して一時停止の請願をなし次て將軍の上奏となりたるが光緒三十一年明治三十八年夏將軍達桂の任命と共に再び一般の整理に着手し而して陸科す可きの旗地に付ては每响中錢六百六十文を納めしむるに決したりと云ふ現に雙城堡賓州地方は旗地も亦課税せらるゝに至れり

地租徴收は地方州縣官の專任にして徴收期内は毎十日に知府道臺に稟告し更に完了の期に至り各州縣の實徴額未納額及び各府州縣へ留支する額若干を簿冊に製して將軍に呈し將軍より更に戸部に送致し併せて徴收實數を奏明するものとす







府州縣名	地名	納租	納期	摘要
盤石縣	十道河子	納稅二百文	上每响 <sup>三畝生一畝は</sup> 三百六十号	先づ大商戸に收齊の後縣衙門に交す
長春府	岔路口	大錢三百三十文	每畝	
同	張家灣	粟每年一斗(手五箇)	每畝	
同	曹家窩舖	百六十文	每响六畝 <sup>一畝ハ</sup> 二百号	郷約之を收めて富家に藏し後錢に代へて衙門に送る
伯都訥廳	伯都訥	京錢六百六十文 七百二十文	每响(六畝六步) 二月より	陸科地
農安縣	福隆泉	二百文	二月より	
同	元寶窪	京錢四百二十文	一响	
雙城廳	揚家馬架子	京錢六百六十文 一石五斗	一响十畝	
同	同	京錢六百六十文	每响	旗民一律に課税し漢人は同知に旗人は協領に納む
同	猪兒山	三百五十四文	每响十畝 <sup>一畝ハ</sup> 三百六十号	
同	田家燒燭	三百三十文	每响十畝 <sup>一畝ハ</sup> 七百二十号	
賓州廳	阿什河	納糧二石 高粱二石	每十畝	旗民餘地

府州縣名	地名	納租	納期	摘要	
同	新店	八九百文	每响十畝 <sup>一畝は</sup> 三百六十号	十二月	
同	孫家窩棚	二百三十文	每响十畝 <sup>一畝は</sup> 七百二十号	八月	
長壽縣	長壽縣	中錢六百三十文	每响十畝 <sup>一畝は</sup> 二百四十号	八月	
同	一面坡	六百三十文	每响	八月	
同	三姓	同	六百六十文	每响	十月
綏芬廳	五站	納錢中錢 <sup>餘文</sup> 一响	一响	陸科地	
同	同	中錢九百文	一响		
同	綏芬廳	京錢一千五百文	一响		
同	佛爺溝	京錢八百文	每响		
同	寧古塔	糧三斗			
同	同	地丁銅錢五百五十文 租銀十五吊文			
同	東京城	糧二斗	每十畝		
同	鐵嶺河	同			
同	蜂密山子	糧錢六百六十文			



府州縣名	地名	納租	納期	摘要
綏芬廳	穆林河	五百六十五文	十一月	旗民餘地
同	駱駝碾子	納根三斗每斗大約六 十斤粟高粱の二に限 る	十一月	旗民餘地
同	八里岡	同	十一月	旗民餘地
延吉廳	局子街	六百六十文 中錢七十文	十月より 十二月	旗民餘地
同	同	京錢七百二十文	十月より 十二月	旗民餘地
同	王青	八百文	九月 十月	旗民餘地
同	凉水泉水	京錢四百二十文	十月より 約四十日間	旗民餘地
同	四道溝	京錢七八百文より 九百文に至る	十月	旗民餘地
同	小黃溝	京錢六百六十文	十月	旗民餘地
同	西三岔口	粟三斗	十月	旗民餘地
同	同	京錢六百六十文 大錢三百六十文	十月	旗民餘地
同	同	納錢三百文	八月	旗民餘地

三、黑龍江省

敦化縣	金銀甌	一年百八十文	每十畝	每畝二百四十	八月後	
同	同	京錢七百四十文	每畝		八月後	
同	大石頭河子	三百文乃至畚文	每畝	十畝一畝は 三百五十尺	十二月	
同	通溝	京錢七八百文	每畝		十二月	

府州縣名	地名	納租	納期	摘要		
呼蘭府	呼蘭城	京錢六七百文	每畝	十月より 翌年正月迄	旗民餘地	
同	同	穀子一斗(單斤)	每十畝		旗民餘地	
同	二道溝	三百三十文	每畝	六畝一畝は 二百四十畝	三月	陸科地
同	頭屯	京錢六百六十文	一畝		四月	陸科地
同	孫家窩舖	三百三十文	每畝	七千二百号	八月	陸科地
綏化府	北園林子	同	每畝		十一月	陸科地
齊々哈爾	齊々哈爾	京錢六百六十文	每畝		漢民は十一月 旗民は八月	陸科地



滿洲の田租は凡て清國地方州縣官に納むるものなるが其例外として蒙古地方に納むるものあり即ち吉林省の長春府農安縣及び盛京省の奉化縣懷德縣等の管下にして本と皆蒙古郭爾羅斯公の牧地たりし地方は永代租借地となし其租賦皆蒙古の徵收に歸せり

始め乾隆五十六年郭爾羅斯札薩克公恭格喇布坦其遊牧の地に流民を招きて墾種せしめたるも當時丈量の制を知らざるを以て地多く租少なく流民之を利し至る者日に衆し次に嘉慶四年吉林將軍秀林始めて借地安民の議をなし凡そ熟地二十六萬五千六百四十八畝を借りて長春廳(後ち府となる)を添設し其地を割して四大郷とし一を沐徳と云ひ二を撫安三を恒裕四を懷惠と云ふ此地方は俗に大荒と云ひ又老荒と云ふ每畝徵糧四升合計銀約五百七十八兩六錢に當り該札薩克自ら民人より徵收し四十五年毎に一回の丈量をなし若し數多の熟地を増出せば地積に照して増租する事とし四大郷界址以外の長春所屬地を夾荒と唱へり

道光七年に至り更に民を招きて開墾し戸部の奏定により從來の租界外續て開墾を用ふる者は十年を限りとし畝に接して丈量の上冊に入れて收租する事とせり

降て咸豐元年より六七年迄光緒十一年より十八年に至る間は屢々理藩院よりの督促により更に丈量の上將軍長順熟地四十三萬餘畝荒地房園二十四萬餘畝を查出し補用通判張呈泰を派して蒙古王等と共に増租の議を定めんとせしが會々長順任を去りたるを以て事遂に止みぬ

其他農安縣西南三十里范家店地方は嘉慶元年の開墾に係り福隆泉は光緒十六年開墾着手十七年より耕種に係る

今此等各地に於ける納租の狀を略述す可し  
奉化地方は春秋の兩期とし今秋の田租は明年の春間に明春の租は秋間に完納するものとす

稅率は一天二百四十弓を一畝とし十畝を一天とす毎に京錢六百八十文

二道嶺子(長春の西北六十清里)地方は毎年十月蒙古王官吏を遣して長春府に到り知府も亦人を派して共に各屯に到りて收糧す

懷德縣下にありては田賦一响通常中錢六百餘文とし蒙古王毎年二月必ず一委員をして部下七八人或は十餘人を帶領して該處に至り便宜收稅局を開き農夫



をして納糧せしめ十月に至りて完了す若し輸送せざるものは知縣に訴へ知縣は郷約を派して査究せしむと云ふ

黒林子地方にては春季は五月節を以て限りとし秋季は十月十五日を以て限りとす一晌二季共に京錢八百文を輸す蒙古王爺人を差して來り徴する事他に同じ其他地租には所謂田賦の外丁銀なるものあり之れ始めて丁徭なるものありて民の力役を用ひたるが康熙五十一年詔して本年の丁冊人口調査簿にして十六歳以上六十歳以下の男子のみを算すを以て常額とし以後人丁繁殖するものは稱して滋生人丁と名け永世賦を加へざるの制を定め雍正四年に至り丁賦を以て地租に勻攤して共徴するの制を定めたり是に於て民は地丁を納むるの外別に徭役なく従て田なきの民は賦税を免るゝに至りたるものにして滿洲に於ては毎丁銀一錢五分とせり

#### 第四節 税 局

清國に於ては地租を除き其他の徵税官衙は大別して税關及び税局の二とす税關

には新關即ち南京條約以來外國貿易の爲めに通商口岸に設けられたる税關あり舊關即ち内地貿易に課税するの官司あり凡て水陸の衝會舟車の輻輳する所商旅の聚集する所に設けて以て關津を經過するの通過税を徴す

税局には所謂釐金局あり賣買其他特許の營業に賦税を掌る税局あり所得税を徴收する税局あり其數頗る多し而して吉林黒龍江省に於ては新關なく舊關も又輝發河穆禽河伯都訥寧古塔等の數處に過ぎざるを以て別に目を設けず凡て税局中に包括して述ぶ可し

所謂税局なるものは地方によりて種々の名稱あるも其所轄官衙によりて大別すれば民税局旗税局の二とす民税局は地方州縣官の管理に屬するものを云ひ旗税局は滿洲旗官の管理に歸するものを云ふ必ずしも税目によりて異なるに非ず元來旗民官併設の地方にありては訴訟賦税は凡て地方州縣官の權内に屬するものなれども種々の沿革其他の事情により從來旗官にて取扱ひ來りし税局は依然旗官の管理となりたるを以て一地方に於て旗税局民税局の併立を見るに至れり但し此場合に於ては其取扱ふ税目を異にせる事論なし



其他税局に斗秤税局あり山海税局あり牲口税局あり木料税局あり雜貨税局あり烟土税局あり此等皆重に其掌る税目によりて區別せるものなるも其實際を見れば牲口税局と稱するものにして烟土木材に課税し雜貨税局にして牛馬税を徵收するものなきに非ず故に其名目に拘泥するを得ず甚だしきは地方により單に東税局西税局の名を有するに過ぎざるものあり

税局には通常總辦一人あり局員數名及び脱税を検査する爲め使役人十數名を有す税局の總辦は清國各省に於ては皆總督巡撫道臺知府等より候補官員を派して税務を管理す之を委員と云ふ東三省の税局は地方官多く其家人或は部下の書吏を派して管理せしめ亦親故幕友等を派する者あり故に總辦又は委員と稱すと雖も其事に當る者は家人多く往々一局の内總辦四五人を見る事あり皆虛任に座するに過ぎず税局員は通常俸給なく其徵税中より大約一割五分を扣除して局費とし以て雜費其他部下の給料とす

而して此等税局を監督すべき特別官廳なく地方官は殆んど任意に税局を設立して徵税に従はしめ多くは地方の貧富と交通の繁否とによりて大體の總徵税額を

定め之を總辦に受負はしむるものあり故に一定の税率あるに拘はらず税局員の如何によりて恣に誅求を事とし爲めに商民の累を蒙る又尠ならずとす聞く滿洲邊防費に要する金額は殆んど現在の實徵額を以て支辨せらるゝに係らず實際尙は非常の不足あるは此等税局員の中他によるものなりと云ふ地方州縣官が所得の大部分は實に此等徵税によるものなる事は蓋し公然の秘密に屬す以て滿洲に於ける徵税の腐敗紊亂を知るに足らん

光緒二十三年戸部の奏により各省の徵税額を増すの目的を以て各省毎年の徵税大省は加増三四十萬兩以上中省は加増二三十萬兩以上小省は加増一二十萬兩以上のもは殊に徵税に干係ある吏員を陞獎するの制を定めたり

### 第五節 税目

滿洲に於て現に徵收せらるゝ税目又頗る多し國境通過税釐金税の外燒鍋税燒酎釀造税あり人參税あり煤厘税あり漁税あり其他雜税として山海税あり牲畜税あり烟土税あり木税あり其名目實に少なからず蓋し清國に於ては課税の事凡て地



方督撫又は將軍の上奏により裁可を経て決し得るを以て各地の状況によりて賦課の輕重多少を免れず殊に滿洲の如きは從來邊境防備のために多額の軍事費を要し年々本部各省より補助を仰げるが如きを以て新税の加はる事又必然の事に屬す近時黑龍江省にては銳意新政の施行を謀り夫れが爲め新税目を加ふる事になからず鹽捐あり其他魚稅鹽稅木材稅あり又燈稅あり故に人民は多額の負擔を受くるに至れりと

而して此等の諸稅たる又地方の情勢により或は將軍の管理に歸し或は地方官の收入となり或は地方軍隊に納むるものあるに至る其一定の規則なき事又之より甚しきはなし故に今二三の稅目を説明したる後其稅率及び賦課の状況に至ては各地方州縣管下の現状に就て更に述ぶる所あらんとす

一、國境通過稅

滿洲國境の通路より露境に入らんとするに方り滿洲地方官は中央政府の規定せる釐金稅の外隨意に各種の稅銀を附加す

一、露國の境上珲春に於ける課稅は左の如し

但し普通品は商店の届出價格に對し百分の一を徵收し特定の商品に對して左の如く賦稅す

一、煙草及び葶	百斤に付	露銀	十五哥
二、豆油	同	同	十七哥五
三、胡麻油	同	同	十二哥
四、酒母	同	同	五哥
五、羊豚	一頭に付	同	四哥
六、牛	同	同	一留五十哥

二、松花江より露疆との通路三姓城を距る十二露里の所に稅關を設置し松花江を航下する貨物に對し左の稅金を徵收す

燒酒	百斤に付	錢六百文
煙草	同	同同
黍	同	同八十文
高粱	同	同同



滿洲地誌

三百八十四

豆類	同	同同
麥粉	同	同二百文
小麥	同	同同
豆油	同	同二百七十文
胡麻油	同	同二百九十文
牛豚肉	同	同二百文
麻實	同	同六百四十文
鹽	同	同五十文
河鱈軟骨	同	同十吊
繭純表衣服	同	同十五吊
椎茸	同	同一吊八百四十文
傘紙類	同	同八吊二百五十文
砂糖類	同	同二吊
毛氈	同	同二吊二百五十文

駱駝毛表敷物	同	同同
素麵	同	同八十文
曹達	同	同同
金屬製品	同	同一吊八十六文
醬油	同	同五十文
落花生	同	同一吊五十文
普通衣服	百斤に付	同二吊二百五十文
綿製手巾及絹糸	同	同八吊二百五十文
絹織物	同	同十八吊八十文

右の規定により三姓城副都統に於て收納したる税金は一ケ年約一萬二千留乃至一萬五千留に達し之を吉林將軍に送達すと云ふ  
 其他朝鮮境に輸出するものは局子街に於て課税す大約三厘税なり

二、釐金及び釐捐

釐金税は物貨運輸税にして元來清國歳入の一大財源なり此財源は近世長髮賊の



亂に際し財政窘難を極むるにより雷以誠なるもの楊州に於て此法を施行せしを以て蓋し熾矢となす其後各省相繼ぎて之に倣ひ遂に全國に通行せり最初は局を都市集地に置きしが漸次脱稅者を生ずるの傾きなるにより遂に僻村窮邑に及べり而も其局員は貪婪至らざるなく誅求を逞ふして自家中飽の策に勉め商民の害を被る少なからず

支那本部に在りては釐金税は地方督撫の專轄に歸し巡撫より候補道臺を以て釐金局總辦とし省内の釐金を管理せしむ總辦は委員を撰ぶに某地釐局の月徵額若干と豫定し委員の家産あるものに命じて承允せしめ若し定額徵稅を缺く時は委員をして賠償せしむ而して釐金は其收額大概地方經費に歸するを以て其額を詳にする能はず

其他釐捐なるものは捐銀取立法にして大抵商戸に命じ捐銀の額を定めて請負はしむるものあり又官衙より捐局を立て直接徵收の法を講ずるものあり

吉林省に於ては光緒五年十一月將軍銘安の奏によるに當時練兵の費用少なからず而して從來吉林省の釐捐は咸豐七年に起り各商等逐戸派捐し城市は一月彙交

し村鎮は兩季分納に係りたるが地方の商旅蕭條なるにより未だ原額に滿つる能はず光緒三年の如き吉林長春は僅に半額を收むるに過ぎず依て去年秋間員を派して先づ省城長春の二處に就き原捐を改め各商賣價の錢數に照し每吊釐捐錢十文を以て貨釐となす後に商民の釐捐に按じて六七厘を收めんと呈請により臣更に改めて七厘となし每賣錢一吊により七文を抽し各地方の情形に付きて酌量辨理すれば一倍有餘の増徴を得べし云々と

光緒二十八年吉林に籌餉局を設け並に長春地方に員を派して房捐秤捐及び各商戸より九厘の貨捐を收めしめたり其現況に至りては之を各地徵稅の項下に就て見るべし

### 三、人參稅

人參は古來より清國の最も重んずる處にして殊に私採を禁じ時々上諭を下し之を戒め乾隆二十四年には私採者を捕へたるものに恩賞を與へたる事あり

光緒七年五月將軍銘安擬して人參及び諸草藥の禁を弛べ之に課稅し以て積弊を除かん事を上奏したる事あり



而して人參の課税は盛京吉林に限り設けたるものにて其制人參を取る者五人を以て一列とし之に免許證票を給し證票一枚を以て人參半兩に當て其實價を銀二兩半として之を徵收するものとす

今人參税の各地に於ける狀況を述べれば左の如し

一面坡地方種參家は皆吉林將軍の票あり人參を賣るの時は必ず吉林税局に至りて驗看し後出賣を准す毎包人參重十斤買出の時十分の一の法に按じて抽税せり

小普什河地方は人參を製すれば先づ頭道江會局に於て一税票を取り人參を吉林人參税局に送り税票を局内に交與し人參の斤量に按して納税し更に税票を受くれば何地に赴くも再び税を要せず

頭道江の會局は湯河口にあり官房一棟内二十餘人あり四外を巡查し若し脱税者あるときは吉林に送りて罰に處す

湯河口地方には毎年白露節(九月上旬)前後吉林將軍税金を査辨する官員三四名を派し人參産出の實數を究め小雪節(十一月下旬)前後再び營口の各店に赴く毎

に原價の半額に付き十分の一を收税す

局子街延吉廳官渡局あり毎歲將軍より員を派して人參税を經理す

#### 四、漁税

漁税は多く網數によりて徵收す乾隆二十九年吉林伯都訥地方は魚網十八張拉林地方は魚網十張蒙古等は魚網十二張に限り每網一張徵税銀二十兩とし只間散滿洲は税銀を納めず此等漁業區域は各限界を立て、越偷捕魚を許さず違ふ者は治罰して魚網は官に沒するの規制あり

#### 五、燒鍋税

燒鍋税とは燒酒製造所に課する税にして其數一定し特許に係るものとす而して吉林省にては燒鍋票課は從來官渡局に於て徵收することとし定額は吉林長春は票百五十張伯都訥三十二張阿什河拉林雙城賓州四十張とし每票納課市錢七百二十吊とせり

五常廳琿春南崗吉林の邊荒にある小燒鍋は光緒十三年戶部の議定により每煙筒歲納課銀二百兩とせり



### 六、煤釐及び礦釐

煤釐とは石炭採掘に課するものを云ふ吉林省にては光緒七年將軍銘安奏して二分の抽釐に定めたり初め乾隆四十五年産煤を試採せんと請ひたるも許されず後嘉慶十九年將軍富俊奏して奉天煙臺試採の章程に照し毎座歲納の課銀十七兩六錢八分とせり是を吉林煤稅の始めとす

光緒二十八年籌餉局の徵收に歸し次で寧古塔、琿春、阿什河、伯都訥、雙城堡、五常堡、伊通州に分局を置けり

其他礦釐あり現に王青の村西十餘里に一金礦あり挖金者二百餘人あり礦間に收金局一處あり延吉廳官より分派し來る處にして收稅の規挖金人毎月一人に付き金三厘を徵收す

其局中の人員は收金の期に至りて來り收め畢れば則ち延吉廳に回ると云ふ

### 七、船車稅

船車稅は船車に課する稅にして其現況左の如し

伯都訥に於ては支那船若くは荷車に禾穀を搭載したる場合に於ては一石に付

き六文の稅を課す此稅金を徵收する爲め伯都訥副都統は毎三年吉林將軍に五千兩を上納すと云ふ

又同地には支那船出帆の際舟子一人に付き一吊を上納せしむ

呼蘭廳には松花江下流に赴く船舶に對し百擔に付き六吊を徵す

### 八、山海稅

山海稅は山海所産物に課稅するものにして其沿革左の如し

咸豐九年吉林將軍景瀉奏して曰く本省は曩に南省捐釐章程に照し各地方の情形に就き酌量試辦するも由來地僻に商賈抽捐に難し現在軍務未だ竣らす用項甚だ鉅なり因て思ふ吉林各處菸酒牲畜、木植等己に例稅あるものを除き其餘山海出す所の土産均しく課稅なし臣擬して南省捐厘の法に倣ひ暫く商力を借りて土産の大宗を揀擇し酌量抽捐し其物の瑣細にして幾もなき者は概して不論に置き其他物品の課稅は現に先づ省城に局を設け員を派して其事を司り並に各處に咨札して商民を勸導し暫らく試辦を行はゞ或は一時を濟ふ可し云々依て旨を奉じ試辦し情形を查看せしめたるを始めとす



而して烟酒牲畜木植は山海稅中に入らざるに係らず實際山海稅局の下に此等の課稅をなし居れる實狀にあり

九、賣貨稅

賣貨稅各商は月末に至り一ヶ月内の賣上を統計し一分の稅を納む所謂所得稅の如し

十、斗秤稅

斗秤稅は各市各集に一官を設けて斗官と稱し賣貨の者自己の斗秤を用ふるを得ず官派の一人之を主どり毎斗に付て賣者より納稅せしむるものとす又商家使用の各斗秤は斗秤局の檢印を要するものとす

十一、牲畜稅

牲畜稅は又牛馬稅と云ひ又成局稅とも云ふ牛馬の賣買により其價格の若干を徵收す驢馬稅、山羊稅、豚稅も又此内にあり

十二、當舖稅

當舖稅は質屋營業稅にして通常一ヶ年を期して納稅す

十三、店舖稅

店舖稅は所謂營業稅にして商戶の大小によりて數等に別ち納稅せしむ

十四、契稅

契稅は又田房契稅と云ひ地所家屋賣買代價に付き徵收す

十五、雜貨稅

雜貨稅は賣買代價に付き一定率により徵收す

十六、阿片稅

阿片稅は土藥捐と云ひ阿片膏一斤に付き捐錢を定めて納稅せしむ其土莊即ち阿片膏賣捌所に就ては一年の額銀若干を課稅す

十七、房稅

房稅は家屋稅なり

十八、鹽稅

鹽稅は鹽に課するものにして元來盛京省は凡て私鹽なりしが光緒二十年頃に至り鹽稅を以て軍需に充んとし當時一石に付き捐錢十吊七百文洋銀一元七角八分



なりしを光緒二十九年十二月二十五日更に二元五角に増加し次て三十年七月に至り北京商務部載振貝子の奏請により東三省の鹽務を整頓辦理せしめたり

### 第六節 課税の現況

滿洲各府縣下に於ける課税の現況明白なるものを擧ぐれば左の如し

#### 第一項 盛京省

##### 一 西豊縣下

##### 西豊縣

城北門外東西大街路北に税局あり局内二三十人あり其税目牲畜、煙草、蔴、鹽等は凡て三分税とす

##### 二 海龍府下

##### 海龍城

斗秤捐局あり藥品、皮張、米、麵、黃烟、繩、蔴等は各目百吊に付二吊賣者納税牛馬税は百吊に付二吊賣者折半に課税す木植税は百吊に付二吊賣者納税す

烟土税は毎兩銅錢四百文賣者納税す

##### 北山城子

税局は西南隅路東にあり

又東西大街西頭路北にも税局あり共に蔴蔴税を管す

##### 三 懷德縣下

##### 懷德縣

税局は東門内にあり蔴蔴酒木等の税を掌る

牲畜税局は牛馬、驢、騾、猪、羊等毎中錢一吊に付三十文を課す本局は同地西門内にあり

##### 黒林子

税局は後街中間路南にあり局員二十餘人烟土、煙葉、牛馬豚は一百吊に付き三吊を納む

又該局は斷へず人を四外に差して巡查し若し漏税する者あれば十倍の罰税を課す故に當地人は物貨を買へば自ら局に投じて税を納む又同地の商



家は五月節八月節年節決算の時其賣揚帳簿を檢し百吊を賣りたるものは一吊を捐するものとす

五家子

牲口税局は街中間路北にあり草房三四間局員五六人あり  
牛馬税局は毎頭一百吊に付き十吊賣者納税す

四奉化縣下

奉化

五西安縣下

西安縣

税局は城外一清里を距る大疙瘠山下にあり局長を佟見青と云ふ部下十二三人あり地方を巡回して脱税者の有無を監視す  
税局は凡て知縣の管轄に屬せり

木税

每一斤

三文

蜂蜜	同	百文
烟葉	同	三文
鴉片	每一兩	三十文
麻	每一斤	三文

六柳河縣下

柳河縣二股流

山海税局は街南頭路東にあり蘇姑菸蘇税を納む凡て三分税にして賣者納税とす

牛馬税局も亦三分税にて買者之を納む

七開原縣

法庫門

牛馬税局は北街にあり毎年十一、十二の三ヶ月關帝廟後にありて賣買盛行はれ法庫門を出入するに際して課税せらる即ち牛馬騾驢は毎頭五百錢、猪は一百錢羊は三百錢なり然れども蒙古人には之を課せず



八康平縣下

斗秤局、土稅局共に南街にあり日露戰役中徵稅を絶ち其稅率分明ならず  
九承德縣下

必護錢十年一回旗人のみ之を納む每人一吊五百文約二十二錢人丁錢一年一回  
回民人のみ納稅一家兩吊一百約三十一錢五厘とす  
門戶稅六吊四吊二吊九錢六十錢三十錢等貧富により三等の別あり村內自  
衛上の費に充つ

稅務司馬の買入をなす毎に每匹十吊文即ち一圓五十錢を課稅す  
脫稅者には罰金として從價一兩毎に四分即ち我六錢九厘但し鐵爐舖等の  
村落にありては會首候補者八家のみは毎年八十吊文即ち十二圓を納めて  
馬匹の出入多少を論せざる習慣あり  
驢馬は每頭一吊二百六十文即ち約我十八錢七厘とす  
騾馬は每匹十二吊六百文即ち約我二十六錢六厘なり  
屠豚營業稅は一年八十吊文即ち十二圓とし頭數を論せず

其他奉天各城門には支局を設け入門稅を課しつゝあり

第二項 吉林省

一 吉林府下

吉林

土稅總局吉林城内にあり咸豐五年の設立に係り將軍より員を派して鴉片稅  
を徵收す

南城子に分局一及び伊通州馬家頭臺小河臺放牛溝河南屯に分卡五あり

稅則

牛鹿筋	每十斤	一錢一分三厘三毛
鹿角	同	二分八厘三毛
芝麻	每斗	八厘七毛
青靛	每百斤	五分
線麻	同	八分五厘
麻	同	四分二厘



豆油蘇油麻油	每百斤	三分四厘
牛油	同	九分九厘九毛
瓜子大鹽	同	八分五厘
花磨	每十斤	四分二厘五毛
榆磨	同	八分五厘
凍磨	每百斤	一錢四厘二毛
木耳	每十斤	五分二厘二毛
雜魚	同	八厘五毛
魚骨	每斤	二分八厘三毛
鱈肉	每十斤	二分八厘三毛
海參	同	一錢四分二厘
海茄子	同	二分一厘三毛
海菜	每斤	五分六厘七毛
鹿茸虎骨	錢一吊	一分四厘二毛

豹皮	每一張	一錢二分一厘
水獺	同	九分一厘八毛
狐皮貉皮	同	二分三厘八毛
狼皮	同	三分
貂皮	同	二錢八分七厘
虎皮	同	九分九厘三毛
獾皮	每十張	四錢二分二厘五毛
羊皮	同	八分五厘
狗皮	同	五分七厘
馬鼠皮	每百張	二錢四分七厘八毛
灰鼠皮	同	一錢一分四厘
土麪糠	每斤	二分八厘八毛
煙膏	每一吊	五厘七毛

斗稅局は光緒七年の設立にして吉林分巡道より派員して徵收す稅局は同城



北大街北頭にあり現任總理を宋少卿と云ふ各穀物商には官より信斗を給し斗上に官印を施し商戸の大小により大商は三四十吊中商は一二十吊を納めしむ

又各商の秤を用ふるものも又該局に到りて檢印を受け秤一個に付き商戸の大小により二三十吊乃至四五十吊を納めしむ

菸酒稅局は城内牛馬行街にあり總理を盛金臣と云ふ該局は木稅局を代管す凡そ全省の菸酒木稅局の公事は皆該局の節制に歸す菸酒稅率は凡て十分の一なり

木稅局は松花江西岸にあり江中にありて木材を放下するときは該局に到りて報告し賣價一吊に付き二百文を納め材木上に稅局の印を捺し更に稅票を給す該局の納稅一年二十餘萬兩に及ぶと云ふ

牛馬稅局は牛馬行街にあり總辦は協領より交番して之に當る

驢一頭は中錢六百文とし牛馬駱駝は賣價一吊に付五十文とす

茸參稅局は糧米行街西端にあり八旗人の管理に歸し人參鹿茸等の課稅を掌

る

山海稅局は松花江北岸白衙衛路西にあり旗人の管理に歸す

蕪木耳魚鴉片等の稅を課す内鴉片は每五十兩に付八吊とす

起糧捐局は城門内にあり總辦を劉と云ふ之れ所謂穀物相場に課するものにして商戸か米穀取引の約定をなしたる時は該局に報じて其記帳を受け毎吊に付き二十文を捐せしむ

厘捐局は糧米行北衙衛にあり總辦を孫某と云ふ該局は毎年三季商家の賣上帳簿を檢査し賣價百吊毎には一吊を捐せしむ

厘捐は吉林全省中の分局等を合して一年の收捐總額約三四十萬に上ると云ふ

### 缸窰

同地方は陶器の名産地なるを以て賣價中錢一吊に付き五十文を捐せしむ光緒二十九年八月より試辨に係る

### 其盛木



同地方雜貨行は毎年一回吉林の税局より人を派して雜貨の厘金を收む其法雜貨の賬目を清算し賣價百吊なれば七百文を收む即ち七厘税なり

烏拉街

烏拉街の南北街路西に税局あり烟土、牛、羊、馬、豚、蕪、烟葉等に課税す豚は一頭に付き納税一百六十文にして賣者上税す

該局收税の後一印票を給すれば吉林に至るも上税を要せずと云ふ

四合川

北一百清里向陽山南首に一税局あり木料、牲口、黄烟雜貨、烟土、皮類等に課す皮類は一吊に付五文買者上納とし其他は皆賣者納税す漏税者は十倍の罰税を科す

二伊通州下

稅務總局は州城内にあり知州書役に派して店課、當舖、房税を徴す又斗税は商人より道臺に包納す

成局税局は牛馬豚等々の税を收む同地西門内にあり

山海税局は同地西門内にありて水土中産する所のものに税を科す

其他烟草酒木税局等あり

三磐石縣下

磨盤山

牲口税局は南門外にあり委員王某外五名使丁共に五十餘名専ら、牲畜皮革の税を收む

毎中錢一吊に付抽錢三十八文乃至四十文とす納税期は定まらず局員は凡て無報酬にして全く民間財物の罰取に勉む

斗税局は南門外にあり専ら糶米税を收む委員王某の外十餘人あり

抽捐局は商賈雜貨等の税を捐す委員衛某南門内にあり局員は上下十餘人俸給なし

毎月初一、十五の二日各商家の出入貨を檢し輸入貨は毎中錢一吊に付き十文輸出貨は中錢一吊に付き九文を抽捐す

山海税局西門内にあり委員を旗人文某と云ひ局員上下共に十餘名亦俸給なし



し凡そ水中山中所産のもの皆税あり毎中錢一吊に付き三十文を徴す  
木税局南門外にあり山海局委員文某の兼辨に係る局員十餘名俸給なし木税  
を管す

四長春府下

長春府

稅務總局城内にあり知府書役を派して雜税を徴す富豊山に分局一及び河陽  
堡に分卡一あり  
其税目左の如し

牛馬	一吊に付き	三十文
豚販買	一頭	一百文
豚屠殺販買	同	六十文
黄菸	一百斤	四百文
燒酒	同	八十文

燒鍋票税は府下十五農安縣下七と定め毎燒鍋歲納二千七百六十吊二百三十

文とし府より官渡局に解送す

斗稅燒鍋稅は均しく商人より一括して道臺衙門に解送す貨厘捐も又同じ

洋藥捐分局は城内にあり總局に歸併して員を派し徵收す

范家店

大烟土每一百吊に付二十吊賣者上納す

二道嶺子

牛馬の賣買は每一百吊に付き稅兩吊を納む驢は每頭大小を論せず四百文  
とす

曹家窩棚

曹家窩棚の正西十五里太平庄に稅局あり春秋二季牛馬稅を徵す

五農安縣下

農安縣

稅務總局城内にあり知縣より書役を派して雜稅を收む

靠山屯に分局一及び白旗崗分卡一あり



當課及び土税あり

燒鍋票は縣より官棧局に解し斗税は商人より道台に包納す

洋藥捐分局煙土は一兩に付き京錢二百文とし畜類の税は千分の四十とす

其他煙草、麻酒皆税あり又家屋税あり二八月の二回に吉林よりの派員上中下の三等に別ち徴税す

牲口税局西門路北にあり同局の徴收する各貨物の税率は一般に千分の三十六を以て定則とすと云ふ

籌餉税局は烟灯一盞に付き中錢一千五百文を徴す

烟土税局及び雜貨税局は北門路東にあり鴉片及び雜貨税を徴す

福隆泉

税局は大街中間路北にあり又大街西首路南に一處あり中間の税局は局員六人牛馬羊猪酒烟土蔗及び一切の雜貨税を收む税率は三分税買者之を納む

西首局は局員四五人あり該街の房税を收む房一間毎年京錢四百文にして毎

年二三月に一回徴收す

六新城府下

伯都訥

稅務總局は府城にあり同知より書役を派す其外新城に分局一あり

店課、當課、房税、燒鍋票、斗税、貨厘捐を徴す

陶兒州

民税局は總辦を紹某と云ひ本地の菸蔗、騾馬、木植、牛等一切の產物に課税す

又同地の鹽、油、酒、大烟、皮毛貨の税は皆滿洲旅官に歸す同旅官は毎年九、十月の頃伯都訥より來り翌三、四月頃開氷の時回る一定の定局なし

七雙城廳下

雙城堡

稅務總局は城内にあり同知より書役を派し雜税を徴す拉林に分局あり其税目雜税、店課、當課、牙秤、房税、斗税等あり新設の小燒鍋は毎年銀二百兩を賦課す



民稅局は吉林將軍の派遣に係れる總辦一人ありて騾馬牛羊豚酒麻黃菸牛皮等の稅を收む

其稅額大約左の如し

騾馬牛羊等稅は每百吊に付き三吊六百文其内三吊を官に收め六百文を局費とす

酒は每一千斤に付き一吊一百文とし内一吊を官に納め一百文を局費とす  
麻黃烟は每一千斤に付き一吊一百文とし八百文を官に納め三百文を局費とす

牛皮は每張八十文とし六十文を官に納め二十文を局費とす

活豚は每頭一百二十文とし十頭に足らざるものは局中費として官に納めず其以上は官に納む

死豚は每頭一百六十文とし多少に論なく全く局中の經費となす

局員上下の俸給は局費收入の多少によりて異なる局中當差の人は毎月只俸錢二千文總辦及び書記家人の年俸は局中の經費を分配す

稅課局協領衙門より土稅貨厘洋藥の諸稅を掌る

籌課局西大街にあり捐納を掌る其法賣貨の捐を九厘捐と名づく各商賣貨一

百吊に付き九百文を收む毎年春秋の二季とす

稅物局は四道街火神廟前にあり黃菸烟土棧麻皆稅あり酒鹽糧穀は每貨三厘稅を徵す

拉林

稅課局は協領よりの派員一人ありて土稅貨厘洋藥稅洋藥捐を徵す

又同地の各城門には守門兵ありて菸麻類の課稅を掌る

田家燒鍋

稅局一處あり同地中街の中間にあり瓦房三間總辦一人雙城堡地方官の親友に係ると云ふ差役六七人なり

騾馬稅は每一百吊に付き三吊六百文猪は一頭に付一角とす

其他同街東頭路北の稅局は木植炭稅を管し西頭路北の稅局は魚稅牲口稅を管す又此等の稅局は本地出產のものにして他方より來るものは此に到て



哈爾濱 驗査し毎吊錢二百文を納めしむ

交渉局は清國商戸より月を按じて房税を徴す毎間房一角乃至二角とす  
税局傳家店にある者は馬税を收む其税率は通常毎百吊三千六百文とす  
烟土税局は南十字街道西路南にあり  
木頭税局は北十字街東道北にあり

八五常廳下

五常廳

稅務局は城内にあり同知より書役を派して雜稅を徴す山河屯に分局あり  
冬は五常廳、二道河、炕沿山、挑兒山、張全船口、房身岡、四道岡、五道岡、六道岡、七道  
岡、八里甸等の扼要地に派役巡緝し春盡くれば撤す  
税目に雜稅房稅の二あり

山河屯

稅局數處あり牲口稅烟土稅蘇稅あり賣者納稅す

殷家屯

山河屯を去る八九十清里にあり往來の貨物を驗査納稅せしむ

九賓州廳下

賓州

稅務總局は城内にあり同知より派役して雜稅を納む  
冬は南天門、匪克圖、小海溝、西石槽、分水嶺、腰營、廣興莊等の扼要地方に派役し  
春盡くれば撤す  
税目は雜稅、店課、牙秤、房稅等とし燒鍋票は官棧局の管理に歸し斗稅は各商  
より道台に包納す

阿什河

稅局城東門内路東にあり局員旗官共に七八人輸入關稅を徴す毎年約二三千  
兩の收入ありと云ふ  
木材、菸麻等は毎京錢十吊に付き收稅三百文即ち三厘稅にして鴉片に限り  
六厘稅を納めしむ



南門内大街路東に一旅官あり部下七八人を有し輸出税を管す一年二三千兩の收納あり

野猪、狍子、猪鬃、菸麻等凡て三厘税とす

十長壽縣下

長壽縣

旅税局は同地老爺廟の隣にあり總辦金某書記人役共に七八人専ら麻、阿片、煙草等の徵税を掌る

民税局は同地北街西端路北にあり總辦呂某使役共に七八人あり牲畜、木材等の税を掌る

牲畜は每一吊に付き十八文、木材は房屋一間の修築材料に付き五百文とす  
一面坡

税局は街西頭巡檢衙門の東隣にあり局員一人差役三四人税率左の如し

牛皮	每張	一百文
豚	一口	一百文

木植は料を按じて收む其額不詳

煙草	一百斤に付	二百五十文
繩麻	同	二百五十文
牛馬	一百吊に付	十吊文
燒酒	一斤	一百三十文
燒鍋	は毎年四五百兩を納む	

十一寧古塔及び綏芬廳管下

寧古塔

民税局は寧古塔城外南北大街路西にあり清官に屬し専ら牲畜税を徵す

豚一頭中錢二百文其餘牲畜每中錢一吊に付き五六十文を抽す

旗税局は寧古塔副都統の管する所にして寧古塔交涉局の北隣にあり局中管

する所の委員を致某(伊通州人)と云ふ

升斗税は米穀商より中錢一吊に付き十文を抽税す

豆油税は豆油の輸出するもの中錢一吊に付き七八文を抽税す



山海税は山中水中の物産に付き中錢一百吊に付六吊一吊に付き七八文を課す

百貨捐局は雜糧の輸出入及牲畜通過税を徵す税率不詳

雜貨税局は寧古塔北關にあり副都統に屬す貨物の輸入せらるゝものは先づ貨税局に至りて貨物を按置して驗査を受け納税す

籌餉局は賣買物價毎中錢一百吊に付三吊五百文を徵す

穆稜河

穆稜河の雜税は皆吉勝營に納めて該營の經費とす其税目左の如し  
商戸の營業税は三等に分ち一等毎月二十餘吊二等毎月十餘吊三等は同毎月五六吊とす

牛馬	每百吊に付き	十一吊六百文
豚	每頭	百五十文
燒燭	每一座に付き	每年四百八十兩
油房	同	二百五十吊

煙館は三等に分ち一等三吊二等二吊三等一吊とす

磨房は毎月三吊を課税す

綏芬廳

山海税局は街北頭にあり寧古塔副都統師爺一人を派して徵税せしむ局中の上下員約五六人あり一年の總收額約一萬餘錢なりと

煙草税蕪税魚税等は毎中錢一吊に付き抽税三十文とす馬牛木料等は綏芬廳官の管理に歸す税局は廳衙門内にあり總辦王某局員書記四五人巡役十餘名あり税率左の如し

斗 税	一石に付き	大錢二百文
秤 税		千分の二十
牲口税		千分の二十
殺 豚	一頭に付き	大錢三千文
煙 館	一ヶ月に付き	大錢五百文

十二三姓



三姓

税課局は同地西門外にあり副都統より員を派して雑税土税を徴す雑税中に店税當税秤税斗税を併徴す

旗税局は西門外迄北玉皇圖店內にあり總辦一人幫辦一人旗官七八人書記十人あり通省の税は交渉局内の厘金局の收税の外皆此局の收辦とす

藥材	每一百吊	收捐一千一百文
大鹽	同	八千文
牛馬	同	三千六七百文
皮貨	每一百兩	三兩
木植	每十支	抽一支
菸麻(紅税と名く)	每一百兩	七八兩
煙土(紅税と名く)	每一兩	京錢一百三十二文
人參	每一百兩	十兩
鹿茸	每一百兩	六兩

凡そ輸出には税あり輸入には税なし

輸出税品は煙麻木料等とし輸入税品は鹽布疋糖等とす

燒鍋は每一座に付き銀一百兩を納む

三姓城には繫泊税として每橋一本に付き一吊を徴收す

又同所の税局は米糧の税を收め船を以て計り石を以て標準とせず每一小船板(名けて七夏板と云ふ)毎に三萬斤を裝し京錢二百吊を收税す

富克錦城

協領衙門右司の收するもの左の如し

藥料	每一百斤	一吊一百五十文
大鹽	每一千斤	八十吊
皮	每一百兩	三兩二錢
牛馬	每一百兩	三吊七八百文
煙麻	每一百兩	七兩五錢二分
煙土	每一兩	中錢一百三十六文



鹿茸

每一百兩

五六兩

人參

每十兩

一兩

凡て輸出するものに賦税なし

十三琿春及延吉廳下

琿春

税課局は琿春城内はあり副都統より派員して徴税す其税目雜税土税洋藥税  
洋藥捐貨厘捐とす

民税局は同地西門内南街牛馬行街西頭にあり草房五間總理一、副總理二、書役  
二、查街役六七人あり

木材

每一百吊

九吊

買者上税

牛馬

同

四吊

同

大煙土

每一兩

六十二文

黃煙繩麻

每一百吊

三吊六百文

買者上税

同局は延吉廳よりの分派に係り琿春副都統と關係なし

旗税局は同地大街東頭路北にあり草房三間を有す總理一、副都統より分派に

係り局内には書記二人役夫五六人あり

食鹽

每籠(百餘斤入)に付き

三百六十文買者納税

海參

每一百斤に付三吊同買者納税す

籌餉局は旗税局と相對せるの草房三間あり局内總理一、幫辦一、役夫五六人、書

記二人あり各商は毎月未賣る處の貨若干を記帳し局に到りて該算の上納

税す

同局は光緒二十七年吉林より分派に係る

委税局は鹽税を掌り每一百二十斤に付き本税大錢三百文捐錢一百文とす

山海税局山海土産は每一百斤に付き税錢六百文とす

菸麻税局は價格大錢一吊文毎に納税二十文とす

同地は凡て吉林より來る貨物に付き千分の二十を收むるの例あり

局子街

税局は同地東西大街路南にあり總理一人上下十餘名あり共に牛羊驢馬豚菸



麻酒等の税を課し每一吊に付き三十六文を率とす  
 又朝鮮に輸するものは大約一吊文に付き二三文を徵税す收税の法は客商  
 來る時先づ其の貨を驗し若干の收税後一印花票を給して證とす  
 籌餉局は貨捐を收むるものにして局内の統辦を楊某と云ふ  
 土門子

税局は大街路西首路南にあり税率は凡て三分税なり

牲口税百分の四附加票税一百吊に付き四百文とす其他左の如し

阿片

一兩に付き

中錢一百四十文

煙草

一百斤に付き

同 二吊文

蘇

同

同 二吊文

十四敦化縣下

敦化縣

同地に於ける税目は雜稅當課銀、房稅銀、斗稅銀、商人金納として吉林道庫に  
 入る貨厘とす其他税目納額を擧ぐれば左の如し

煙草、線麻、黑柴税は千分の二十、斗稅、牲口税は各々千分の二十、賣貨捐は千分  
 の十一(四厘と七厘の二回に收む)阿片税は千分の三十とす

民税局は衙門の西四五十歩にあり局員一及び使用人十餘名あり鴉片、木材、牲  
 畜等の税を掌り鴉片は每一兩に付き一百餘錢、牲口は三分税、每吊に付三十  
 錢とす

旗税局は賣貨捐及び阿片税を管す

額木索

税局一あり

阿片

每一兩

七十五文

買者上税

牛馬

每一百吊

五吊

買者三吊宛上税

煙草、繩蘇

同

三吊

買者上税

豚

每口

百餘文

賣者上税

該處通過税は票錢と稱し中錢一吊文を納む

第三項 黑龍江省



黒龍江省の煙草税は吉林の章程により每一百斤正課銀二兩徴收費用銀二錢とし  
光緒二十六年正月より施行せり

黒龍江省の厘捐は光緒十四年將軍恭鐸始めて呼蘭巴彥蘇々綏化等の地方に烟厘  
糧捐及び租貨五十二類を始辦し又賣貨捐ありて市村に論なく小商人を除き京錢  
一吊に付き制錢五文を納めしめたり

木税は賣主の完納となし一百吊より十吊を抽せしむ光緒三十年七月の始辦に係  
る

一 黒水廳下

齊々哈爾

税課局は同地南門外路東にあり將軍衙門内五司の主事更替に管理す總理一  
人幫辦一人巡兵五六人書記十餘人あり牛馬雜皮貨木植菸油酒麻煙土雜貨  
類に課税す

鴉片每包五十六匁

七兩六錢

木植板片每塊

一千二百文

外來の雜貨該地に來るものは買賣捐と云ひ布疋紙糖の類は每一百吊に付  
き納銀一千文とす一年の收税總額七八十萬文に及ぶと云ふ其雜税左の如  
し

鹽	每一千斤	一吊
煙草	同	十七八吊
人參	每十兩	一兩
鹿茸	每一百兩	五兩
貂皮	同	七兩五錢
麻	每一百吊	三吊六百文
燒鍋	每年	三百餘吊

牲口税局は一旗官の管する所にして南門内牲口市にあり局内十餘人あり市  
中を巡察し専ら漏税の弊を防ぐ每一吊に付き錢二十錢とす

税務局輸入品皮張煙草油麻等は三割六分龍銀一百元に付き三元六十仙とす

同地光緒三十一年夏將軍程德全來任後の新税左の如し



商務稅

一百元に付き一元毎月一納

煙燈稅

每盞二十五文

木炭稅

一百元に付十元

猶ほ漁稅あり魚價一千文に付き三十二文を捐す

近時に至り新稅として徵收せらるゝもの左の如し

鹽 捐

每一百斤に付

京錢

四百文

車 捐

每馬一頭に付

京錢

一百文

二呼蘭府下

呼蘭河

稅局は同地南北大街中央にあり煙葉中錢一吊に付き三十文其他麻及び酒等各稅あり

牛馬稅局は牛馬諸畜每中錢一吊に付三十文

木料稅局は府衙門の東隣にあり每十吊に付き一吊文を納む

牲口稅局は府衙門の西隣にあり各局總理一人使用人十餘人洋煙稅を納む若

し漏稅すれば十倍を罰すと云ふ

其他斗稅は一石に付き大錢五十文秤稅は一千斤に付き大錢五百文なり

孫家窩棚

黃烟、繩、葦、牲口俱に每一百吊に付九吊二百文を徵す

二道溝

牲口稅局は辛家窩棚街中間路南にあり每一百吊に付き納稅三吊六百文を納む

三綏化府下

北園林子

牲口稅局は三道街西首路南にあり人員十餘名あり

木料稅局は三道街東首路北にあり人員十餘名あり

烟土稅局猪稅局は城内にあり

又該處薪材を賣買するものは城門の守吏稅を徵す

每瓶一斗に付き大錢五文賣柴一車は一捆に付き定額なし斗稅は一石に付



き中錢三百文秤税は一百斤に付中錢五百文賣貨税は千分の十牛馬税は千分三十六木税は千分の二十四とす

材木は賣買に當り圓料、板料、共に口徑一寸毎に中錢二十四文とす

税契税は耕地賣時に當り一畝に付き一角とす

墾務税は一方地(四十五畝)より七十九兩二錢とす

其他光緒三十一年八月呼蘭白彥蘇々綏化三處は局を設けて田房税契を課し  
每銀一兩に正税三分副税三分を收め各徵收費三厘を加へ正税を正款とし副  
税二分を善後局の經費とし一分を徵收費として六厘を銀兩換算費とす

四餘慶縣下

餘慶縣

木植公局は大街西頭路北にあり局員十餘人牛馬税は二割を收む即ち一百吊に付き二十吊とす

五海拉爾

海拉爾

木植公局は専ら木材、食鹽、魚税を收む

木税 十分の一 每十吊に付き一吊

鹽税 每麻袋百五十斤一斤十六兩(露貨四哥)

魚税 不詳

右木植公局は專局なし街道廳其税を兼管し副都統に歸す

牛馬税局は西屯内にあり賣買に際し每一百吊に付き三吊三百文或は一百兩に付き二匁を課す

七布哈多

布哈多

税局は南關熱關街路北にあり局員八九人凡て三分税とす烟土は賣者上納し  
他は凡て買者納む

第七節 土 貢

滿洲の土貢は昔時甚だ繁多なりしが清朝歷代或は民の苦を察して之を禁止し或



は品目を改めたるものあり崇徳二十一年五月丙寅寧古塔將軍副都統等に諭して曰く朕吉林の地に幸し民情を詢するに兵丁役重く差繁に勞苦至極なるを以て無益の差徭を革除せんとす

一、鷹鷂窩雜は三四月の候農事に妨げあるを以て停止す

一、數年以來名鷹の貢なく且つ烏喇(吉林)地方の兵丁冬寒の時尋で山雞を覓むるも人馬勞頓するを以て應に停止を行ふ可し

一、圍獵は武事を講ずるを以て廢す可からず亦時なかる可らず冬月大圍を行ひ十二月末年圍を行ふべし云々

同三十四年乙亥十二月兵部奏して烏喇貢の貢貂鼠定額に足らざるを以て該官を罪せんとせしに上諭して之を止めしめたり嘉慶二十二年八月上諭して嗣後盛京吉林黑龍江等の貢物は從來の數目に按じて一半に減せしむ

道光二年三月熊豹の進獻を止めて虎を進せしむ

道光四年七月進むる所の貂皮進京の年は官三員兵十名を派し驛站を経て齊送せしむ

道光二十二年吉林黑龍江將軍每歲冬期の貢物は皇帝の欽定數目による事として二十三年より實始せしむ

此の如く時に從て増減ある事少なからず今滿洲各地に於ける納貢の現状を見るに左の如し

### 第一盛京省

#### 一、圍場

該處納貢に鹿を用ゆ貢期は陰曆五月節一回八月節一回なり

同地の納貢は當初開墾の時王某なるものあり始めて貢をなしたる以來今に至る迄猶ほ王家大窩舖を納貢地となし納貢の時に至り王某なるもの之を送るを例とす

### 第二吉林省

一、吉林每歲十二月を貢期とし將軍より一哨官を派し三五人を帯びて進貢せしむ吉林の貢物は鱈魚人參及び野猪孢子野雞等なり

人參は湯河地方より貢物とす其法先づ鍬を用ひて人參を掘り水を以て洗淨



- 一 鍋にて蒸し白露節後(九月上旬)に至りて吉林に進貢す
  - 二 長壽縣には貂皮を貢物とす
  - 三 新店の貢物には黄魚あり之を以て吉林府より告諭して猥りに民間に買賣するを準さすと云ふ
  - 四 琿春には魚、野鷄、角菜、細鱗魚を毎年八月北京に進貢す
  - 五 小黃溝には貢物として鹿を獻す採捕は多く冬時にして其法は一の深窖を掘り上に木板を蓋ひ鹽を置けば鹿來りて鹽を食ひ忽ち窖内に落つ毎年十二月を進貢期とす
  - 六 三姓の貢物は魚類は黄魚、鯉魚、大白魚、胖頭魚、鯉子魚、鰲花魚、野獸類は豹子、鹿皮、貨類は玄狐、玄羊、貂皮、其他雜物には樺皮等あり
- 豹鹿、玄狐、玄羊、貂は十二月に採取し樺皮は秋冷の節に採取し魚類は定時なし皮貨は鹿は春二月、豹鹿は冬十月、魚皮は小雪節後、樺皮は春二月の進貢とす何れも副都統衙門の管理にして臨時員を派して護送し正官一員、先鋒二人、護兵站を按んじて遞換北京に至る

副都統衙門内の五稜庫は乃ち北京より班發の綢緞を貯藏せる所にして毎年獵戶貢物の貂皮を進むれば官酒筵を賜ひ且綢緞を賞給す之れ此庫の存する所以なりしが現在は獵戶の此地を距る遠く貂皮も又貴きが爲め官皆自ら貂皮を買ふて貢物となせり

### 第三 黑龍江省

黑龍江貢物の制將軍副都統は歲獻として六月白麪を進め七月鷹鶴を進め十月魚雉等の野味を進む之を進鮮と云ふ十一月年貢を進む亦魚雉野豬の類にして桃皮、木火茸等を附す俗に之を走大車と云ふ同月海東青を進め十二月春魚を進む内鷹鶴は木蘭の行在に送り餘は悉く京師に貢す

貂皮の貢には選貂の舊制あり將軍副都統堂上に座し協領布特哈總管と東西の席地を分つて坐す中に貂皮を陳ね詳視し去て之を取り小印を皮背に鈐し封貯して進貢に備ふ然る後擲還の皮に印し且皆其一爪を削去す故に皮背印なく四爪全き者は私貨にして例禁を干かすが故に人敢て買はずと云ふ

貢貂一等、二等、好三等、尋常三等の分あり嘉慶十五年一等四十二張、二等百四十



張好三等二百八十張尋常三等四千九百四十二張を選定するの制とせり  
 現今行はれ居る貢物は鱧魚、鱖魚、鮠魚等にして此等は概ね春秋兩季に於て皆  
 嫩江より之を捕獲し沼内に養ひ置き冬期十月に至りて上貢す外に貂皮、荒羊  
 子、野猪、鹿、麝子、烏喇草、鯽花魚、鯉、烟袋草、熬花魚、鮎、旁頭魚、草本魚、獐子、剪幹子、套菸  
 等とす

其内獸類は冬令に至り採取す此等貢物は皆副都統の管理に歸し通常驍騎校  
 二人、旗兵二十人を派して北京に送るものとす  
 而して以上の貢品は漸次採捕に困難なるを以て時々將軍より上奏し或は二年或  
 は三年の期を緩めて然る後其數に充たしむる事屢なり

### 第八節 差役

清國は古來差役なるものあり蓋し役に田役あり里役あり皆民の力を用ゆるもの  
 にして田租を催納し運輸するを田役と云ひ軍隊の供應に當るものを里役と云ふ  
 歴代此制ありしが雍正元年各省の丁徭を地租に攤入し地丁銀となしたる以來此

制已に廢したりと雖も猶ほ地方によりて行はる、もの少なからず滿洲の如きも  
 人民は官家の命と聽かば必ず之に應せざる可らざるが如く官吏も又民物を使用  
 するを以て自己の權能と信するもの、如し今滿洲各地に於て行はる、差役に付  
 き一二を述ぶ可し

吉林、賓州等地方は官兵官吏の通過には各郷約に報じて民車を徵用し伯都訥地方  
 は盜賊を檢拿するの際地方の郷約民間の車馬を用ゆ只公事に用ゆるものは凡て  
 官より錢を給すれども延吉、廳、凉水、泉水地方は皆屯中の大家錢を出して車馬ある  
 ものをして差に應せしむる事とせり八里岡地方にては地方の武官毎年用ゆる處  
 の柴木は皆居民を派し戸を按じて交替に車を出して駝載す但し或は官より錢を  
 給する事ありと云ふ

其他盛京省の海龍城、吉林省の敦化縣、穆稜河法特哈站皆車馬の差ありて隨時徵に  
 應ず北園林子は此差に應ずるは漢人のみなりと云ふ



## 第五章 軍事

## 第一節 概言

滿洲は祖宗發祥の重地たりとは清國人の常に口にする處なり其邊防の實を擧げんと欲せば須らく之が防備をなさざる可らず而して此重鎮に當るものは實に旗屯の壯丁たる旗兵と勇兵との二なり旗兵は所謂滿洲八旗兵にして皆て清祖に従て四百餘州を席卷したる慄悍の強兵にして能く東三省の山河を保ち窩集あり圍場あり以て武を練るに足る之れを以て當年未だ北邊の憂あらざりしなり然るに星霜移りて武備弛み八旗の武人は中原の文華に酔ひ再び祖宗の地を説かず之に加ふるに本部各省に於ける外侵内亂の憂は不知不識清廷をして北境の警備を怠り其勁旅を擧げて南方に發駐したるを以て禍機茲に萌し内には馬賊の群黨ありて滿洲の山河を馳驅し外には露國哥騎の侵逼ありて椹俎の間に黒龍江岸を霸守したり於是乎唇亡びて齒寒く清廷驚慌始めて勇兵を擧げて防備の重任を分たしめんとせり

然れども滿洲に於ては多くは傭兵にして地方官が該地の無頼漢を緊束し若しくは政略上の目的により馬賊を懐柔して兵士たらしむるものに係り其稱して軍人と云ふと雖も心中軍人たるの精神なく武器を執りて糊口の手段とし若しくは其暴威を民間に恣にして私慾を滿さんと欲せるの類に過ぎず元より北侵の抵制に堪ふるに足らず之に加ふるに一たび日清戰役により二たび北清事變により近く露人の侵佔以來其兵は徒らに地方州縣警察事務に従はしむるに至り多くは直接行政官の指揮の下に屬するに至りたるが故に殆んど軍隊の規則に拘束せられず露國已に滿洲を壓して以來軍備の頽廢殆んど見るに足るものなし今之を從來の沿革に徴し次に地方の現況に照せば祖宗發祥の地として滿洲防備を榜せる清國軍隊の眞價値は蓋し揣摩するに難からざる可し陸軍已に此の如し之に伴ふ水師の如き砲臺の如き其實已に亡び其名僅に存するに過ぎざるなり以下節を分て其大要を述ぶ可し

## 第二節 沿革概略



滿洲に軍隊あるは八旗の制に始まる清太祖既に尼堪外蘭を征し又四隣を併呑し滿洲の人口日に繁殖し諸部の歸服するもの衆きを以て明の萬曆二十九年純色の四旗に分ち其衆を統ふ第一黃第二白第三紅第四藍にして每旗三百人之を一牛朶とし每牛朶に額眞一人を設く

明の萬曆四十二年又四旗を増設す第一鑲黃第二鑲白第三鑲紅第四鑲藍とす其黃白藍は均しく鑲するに紅を以てし紅は鑲するに白を以てし合して八旗とす之を以て滿洲蒙古及び烏眞超哈の諸衆を率ゐ地廣ければ八旗並び列し狭ければ八旗一路に合す

其編制三百人を以て一牛朶とし牛朶額眞一人を設け五牛朶を以て一甲喇とし甲喇額眞一人を設く五甲喇を以て一固山とし固山額眞一人を設く又固山の左右に梅勒額眞各一人を設く

天總八年太宗八旗の管理を定め凡そ管理は官職を論せず固山を管するものを固山額眞と名け梅勒を管するものを梅勒章京と名け甲喇を管するものを甲喇章京と名け以て其別を示せり

天總九年に至り蒙古八旗を設く其旗色滿洲八旗と同じ旗毎に固山額眞一人梅勒章京二人を設け以て編する所の蒙古各牛朶を分統せしむ

崇德二年烏眞超哈の左右翼二旗を設け旗毎に固山額眞一人を設け編する所烏眞超哈の牛朶を分統せしむ

同 四年烏眞超哈の二旗を増設して黃白紅藍の四旗とし同七年烏眞超哈の四旗を増設して八旗とす旗兵亦同じ

順治十一年に至り従來の八旗官名を改むるに漢語を以てし固山額眞を都統とし梅勒章京を副都統とし甲喇章京を參領とし牛朶章京を佐領と稱し昂邦章京を統管とし又烏眞超哈を漢軍とす康熙三十四年委署參領を設け參領の職務を補助せしめ後副參領と改む

而して東三省駐防兵に老滿洲新滿洲の稱あり之れ太祖各諸部を征服するに當り各種族の壯丁數佐領或は數十佐領を編制するに足る可きものは皆老滿洲とし其他壯丁の散處するものは時に隨て旗籍に編入するも其一佐領の數に充たざるものは新滿洲として區別せるなり



之れより先き世祖都を北京に定むるに當り内大臣何洛會に命して八旗兩翼の兵を統へ盛京に留守せしむ

康熙元年始めて奉天將軍甯古塔將軍の二員を設け尋いで甯古塔將軍を吉林に轉駐せしむ同二十三年甯古塔の兵を以て羅刹今日の露國を黑龍江に征し始めて黑龍江將軍を設け尋いで齊々哈爾に移駐せしむ是れを東三省駐防八旗兵の基礎とす爾來或は新疆等の各地は分駐し或は戰役の死傷により兵の増減常ならずと雖ども八旗の組織は今尙存在せり

而して盛京省は祖宗發祥の地にして清朝の重地なるを以て順治以來年を追ふて駐防兵を増加し幾ど外省駐防八旗の三分の一に及び兵備最も堅固と稱し後外國との交渉を生ずるに及び道光二十三年には金州に領催二十二騎騎校二百七十人を開原等の十一城より移駐し以て沿海の重鎮たらしめたり

吉林省は東北露領に接し滿洲三省中最も邊防の要衝地たるを以て駐防八旗の増減一にして足らず琿春雙城堡に兵員を増加し又五常堡に駐防兵を新設したる事あり

黑龍江省の駐防八旗は齊々哈爾を以て鎮臺とし黑龍江墨爾根呼蘭等の諸城に分鎮を置き咸豐九年驍騎校一百五十人を黑龍江城に二百五十人を齊々哈爾に一百人を墨爾根に二百人を呼倫貝爾に三百人を布特哈に増設し光緒五年又前鋒領催驍騎校二百人を呼蘭城に増設し巴彥蘇々の領催驍騎一百五十八人を移して北團林子に一駐防を新設し別に領催驍騎校三百人を定めて巴彥蘇々の駐防兵として邊防に資せんとせり

然れども昔時清祖に從て四百餘州を威服せし勁旅の後裔も昇平の久しきに從て弊端百出し士風頹廢し單に門地によりて祿を食む一種の游民たるに止り滿洲に横行せる馬賊を彈壓し北方より歴し來れる露國の優勢に抵制する能はず咸豐十年烏蘇里江以東二千七百餘里の地は全く露國に歸せしより滿洲の邊防は益々緊急となり加ふるに政令未だ布かず馬賊横行甚だしく從來の駐防兵殆んど用をなさざるにより同治五年盛京駐防八旗より領催驍騎一千六百人を選抜して騎兵八隊歩兵八隊を編制し蓋州熊岳城開原義州の兵五百人を營口に集めて洋銃を操練し次で光緒六年清露將に開戦せんとしたるにより清廷俄に練勇を琿春三



姓甯古塔等の要衝に分派せしめたる等駐防八旗も又稍面目を改め所謂八旗の練軍なるもの起れり吉勝營驍勇營洋鎗營等と稱するもの即ち之れなり又露國との事起るに及びて以來盛京には四川總督宋慶毅軍の馬步九營を統領して駐防し吉林にては吳大澂をして靖邊軍を起さしめたる等滿洲の實力は漸次從來の駐防八旗を離れて八旗練軍となり又練勇即ち即ち民兵を要するに至れり次で日清戦争起るに及び盛京省の練軍及び勇軍は殆んど一敗地に塗れて再び起つ能はず加ふるに露國の遼東半島占領以來盛京省に於ける清國兵は又昔日の觀なく其金州地方に駐在せる駐防八旗副都統の如きも虚しく奉天に駐するの止むを得ざるに至れり然るに其創痍未だ癒えずして復た拳匪事變起り吉林黑龍江二省の邊防兵も亦多く一掃せられ營兵俱に潰裂の狀を呈し滿洲は一時露國軍隊の蹂躪に委したり

於是乎明治三十三年露人は滿洲に於て清國兵の存在を認めず唯々將軍に徒步并に乗馬の警察兵を編成するの權利を許可せり(滿洲警察隊の兵力は吉林省に千九百人黑龍江省に一千六百七十人と定めたり)此警察兵は善良の武器を着け鐵道線

外の拳匪潜伏兵及び馬賊に對し戰闘し得べし而して必要ある場合の外は露兵の援助を求むる事なしと規定せり

明治三十五年四月滿洲の露軍撤退に干する協商第三條に曰く清國政府及び露國政府は露國接界の各省駐屯の清兵が干與したる一千九百年の變亂再發を將來に排除するの必要に鑒み各省將軍及び露國軍務官に命じ露兵未退の間に於ける滿洲駐在清國軍隊の員數及び駐屯地を協定せしむ可し又清國政府は各省將軍と露國軍務官との間に斯く協定したる兵數以外に他の軍隊を組織せざる事を約す但し右兵數は賊匪彈壓し地方の平和を維持するに足るを要す

露國軍隊全く撤退したる後は清國は滿洲駐在軍隊の員數を在考するの權を有す可し但其増減は時に迫んで露國政府に通告するを要す蓋し清國が上記地方に於て冗多の軍隊を保存する時は露國も亦此境界各所に於て軍隊を添加せざる可らず以て兩國に取り頗る不利益なる軍事費の増加を促す事自ら明かなればなり東清鐵道會社に給附したる各地域を除き上記地方に於ける警察及び秩序維持の爲め地方將軍と専ら清國臣民より成立する騎兵の憲兵隊を組織す可し



此の如く當時露軍に接觸したる地方にては一時清兵の駐屯を妨げられたり然れども馬賊の蜂起と地方治安の必用とに基く清國官吏の要請と露國との協約によりて先づ奉天省に巡警隊を設け次で吉林に於ても兵數を増加したり光緒二十九年(明治三十六年)三月吉林將軍長順の上奏によれば吉林省邊練各軍靖邊軍八旗練軍は光緒二十六年一律潰散せり而して盜匪頻りに發し地方靖からざるにより屢々露員と籌商して捕盜隊一萬三千餘人添設する事としたり然れども地闊きを以て猶ほ分布に資するに足らざるを以て昨年九月間自ら哈爾濱に至り露國大藏大臣「ツイツテ」と商辨したるに這次「ハ、ロフカ」總督より吉林に捕盜及び巡江兵二千七百數十人を添設す可き旨照會ありたり而も軍費軍器共に不足なるを以て未だ練軍せず然るに今や夏時となり盜氣將に熾ならんとするが故に旗民に論なく獵戸砲手等氣力壯盛のものを採用し之を挑練する事とせり其軍費は尙ほ原額の如く支給せられたし云々と

此の如く明治三十三年後に於ける滿洲の軍隊は専ら地方警察の爲めに用ひられ僅に馬賊の討伐に供するに過ぎず其編制の區々たる名稱の適宜なる凡て地方州縣官の任意に係り其混亂紛雜せる毫も律す可きものなきを知るに足らん

### 第三節 兵制の概要

#### 第一項 編制

軍隊の編制其他に付ては第四節の下に於て之を述ぶる事あるも今先づ其大略を説明せんとす已に前に述べたるが如く滿洲の清兵は分ちて旗兵勇の二とし更に旗兵を分ちて駐防八旗及び八旗練軍の二とす  
八旗駐防の制は凡て土着にして漢土從來の屯田兵に同じく然ども年月を經過するの久しき軍紀頹敗し驍勇の氣風を失し只其部落に於ける旗人の種類を區分するの稱呼に止り軍隊の編制に干係なきが如きに至れり現今にて甚しきは一隊一伍中各旗人混成するものあり  
八旗の制度は已に沿革に於て述べたるが如く正白、鑲白、正黃、鑲黃、正紅、鑲紅、正藍、鑲藍の八に分る

滿洲八旗の壯丁にして射御の試験を受け馬術精練なるに至る時は二八の兩月召



集に應し騎馬射箭の試験を受け馬術精練にして五射五中すれば始めて之を馬甲又は披甲と稱す家にあるも尙ほ年俸二十四兩を領し實役に服すれば年俸の外更に相當の俸給を受く此撰に應ずるものは概して之を西丹と稱す

八旗練軍は經制の駐防八旗兵より撰抜して改正の各隊に編制し之を訓練教育せし者にて別に新兵を召集増設したるものにあらず故に各省各軍によりて其編制を異にす而して現今は全く勇營の編制に屬し偶々從來の旗兵あるも僅かに一營中の小部分に過ぎざるを以て殆んど八旗練軍の名ありて其實なし

勇とは人民の志願兵を召募して隊伍に編制したるものにして軍務緊急の秋に際し何種の人民を論せず好て兵となるものを召集して軍務倍々急なるに及へば當時緊要なき地方に駐する軍營を移轉せしめ其經費も亦原駐地方より補助するあり之に反して軍機緩となれば漸く裁撤し或は原地に歸駐せしむ勇營歩隊一般の編制は大約左の如し

十人を以て一隊又は一棚とし之に什長(或は棚頭)を置き一百人を以て一哨とし之に哨官を置き左哨右哨中哨前哨後哨の名を冠す一哨に屬する兵士は上述の如く

一百人を以て通常とすれども其の實定數なし或は四十人を以て一哨とし或は五十人を以て一哨とす又左右中前後の五哨を合して一營とし或は一亮子と云ふ營官一員之を管帶し書識或は字識(書記の事を掌る)の二人之に附屬す一營の人數合して五百五十七人とす

五營を一軍とし之を左右中前後に分ち統ぶるに統領一員を以てし之に書識或は書識六人を附す一軍の數合して二千七百九十餘人とす

二軍以上を統ふるものを總統となし更に親軍を置く但し各營中或は一隊の正勇は九にして什長を合して十名となし又一哨の正勇を八十一名とし什長九名を置き外に護兵十名教習一名伙夫或は伙勇四五名より十餘名を附し一哨の兵計一百十餘名となり或は哨官の下に哨長を置くあり一營中哨には哨官を置かず營官之を直轄し其五十名を親兵とし其五十名を正勇とし外に長夫(輜重輸卒)二三十名を附し或は營官の下に幫帶營官を置くあり又通常軍の中營には營官を置かず統領之を直轄指揮す其部隊は宛然長官の護衛兵にして他部隊の秩序と服従を保持する方便となるものなり



又更に親兵營を置くあり或は統領の下に副統領を置くあり又三營以上を統轄する者は皆統領の名あり總統の二軍を率ゐる時は一軍に統領を置きて左軍或は右軍とし他の一軍は親兵營となし別に統領を置かず又十數營を管する時に左右二軍に統領を置き其餘數營を親兵營となす等の事あり従て武辨及び勇丁の數も亦一定せず又長夫は平時に置かず營に屬する字習は每營一人書手は二人各哨に書手一人あり皆幕友の屬にして専ら文書を掌る

馬隊は其編制の基本歩隊に同じと雖も只兵員の數稍々異なれり五十人を以て一哨とし或は三十人四十人を一哨とす之に屬する將校下士卒の數は哨官一名什長五名辦兵合計五十六名にして左右中前後五哨を以て一營とす其兵數并に編制の一定せざるは歩兵と同じ營官一名之を管帶し書識或は字識二名伙夫若干之に附屬し辦兵合計二百八十餘名とす

五營を合して軍とし統ぶるに統領一員を以てし之に書識或は字識六名を附す以上は編制の概規なりと雖ども軍務稍緩なる時は缺員あるも時々之を補充せず或



欠

MISSING



### 驍勇營

三營に分る中營歩兵五百名左營騎兵二百五十名前營は水師營五百名あり  
統領を天品三と云ふ該兵は松花江沿岸に卡倫の設けあり兵器は新式銃を用  
ゆ中營の營官を統領とす哨官十五名歩兵は毎十名に什長一騎兵は毎五名に  
什長一あり

其臺木街南首路西に兵營あり西房五間東房五間皆草房にして光緒二十九年の  
創立に係る吉勝營と稱す

歩兵約四十名許り隊長は守備五品關某なり該兵は操練せず只巡警に資する  
のみ兵器は新式銃を用ゆ

缸窰歩兵五十名あり哨官を華顯亭と云ふ

### 盤石縣

磨盤山に精銳隊一營あり光緒二十六年吉林より分派し駐紮せるものなり城  
東關に磚房八九棟内に五十餘名あり他は四郷に分遣せるものなりと武官は  
驍騎校德英阿と云ひ兵丁は何れも歩兵にして滿洲人漢人共にあり兵丁は毎



月三兩の俸を受く何れも吉林に於て調募せしものに係る兵器は洋銃を用ゆ外に捕盜營兵五十名あり隊長を李克勤と云ふ

長春府  
知府衙門の東隣四面に土牆を繞らし中に茅屋あり名けて長盛營と云ふ光緒十五年の創造に係り兵約二三百名内歩兵五六十名騎兵二百餘あり營官は願某哨官四員あり經費は籌餉局より出資す該兵は四郷に分駐せるもの多し又各路を巡察し演操せず兵器は新式銃にして騎兵の馬匹は自備に係る營官一年の收入一千餘吊哨官三四百吊歩兵毎月七兩騎兵は毎月十二兩なりと

農安縣

農安縣東門内路北に一兵營あり其房屋十餘間兵丁五十名皆騎兵なり該兵は本地にありて招募編成せしものなり  
又西門内路北に一營盤あり房屋十餘間皆草屋にして光緒二十六年の創設に係り馬賊を招募したるものなり皆騎兵にして約五十名隊長を宋昂と云ふ原と馬賊なりしか杜學瀛農安縣の知縣たる時投降せしものなり

兵丁は每人毎月の俸給七兩餘兵器は新式銃を用ゆ營内に馬四五十頭あり該兵は操練を行はず

福隆泉

南北街北首路東に一兵營あり瓦屋五六十間光緒二十年の設立にして吉字軍と稱す皆騎兵なり該處の兵總數一營五哨なるも該營中に住するもの只一哨其餘は南七十里雙城堡石河盛新安鎮雙立鎮等に分駐せり隊長は五品頂戴漢軍旗人にして趙某と云ふ兵は當地に招募せしものにして缺あれば再ひ補す該兵は街内にあるもの少なく常に馬賊の討伐に向へり兵の俸給一人一月七兩とす

兵營に大砲四門あり砲口五寸許砲尾尺許長さ五六尺四隅に磚瓦を以て築き方七八尺高さ一丈あり臺上に小樓一座あり  
兵器は新式銃彈藥は皆吉林より發給す

伯都納

旗兵五百あり五家站長春嶺等に分駐せり而して統領を德亮と云ふ



雙城堡

兵五百あり營官を石某と云ふ

阿什河

南門内三道街路東に兵營一處あり營名詳かならず兵舎約四五十間歩騎兵共に合して約四五百名あり兵は概ね同地に於て招募したる者に係り統領を穆某と云ふ營兵一定の操練期日なし或は三五日或は七八日に一回操練す其操練の時は歩兵は實彈射撃す命中すれば鳴鼓して喝采す又騎兵は馬上木板を射撃す命中すれば鳴鼓喝采する事に同じ歩兵は毎月四兩の俸あり城門には皆清國製の砲長六七尺前徑六七寸後徑八九寸あり營中に馬十餘頭あり

賓州

賓州東門内路南に清國兵營一所あり兵舎は四圍に土垣を繞らし内に房二十間あり吉安營と云ふ吉林より分駐したる者なり或云ふ靖邊右翼營なりと營兵約五六百名にして城中にあるもの二三百名四郷に分屯するもの二三百名多く漢人にして平日操練せず重に馬賊に備ふ營官は旗人凌某直隸省の人

部下に哨官五六名あり其外巡捕隊歩兵二百五十名あり統領を原某と云ひ又大書摺と綽名す幫帶一名哨官四名哨長五名什長二十五名あり該兵は皆獨逸式の操練をなし或は十日或は半月毎に一回操練し操練外は輪班查道す毎月の俸四兩五錢兵器は新式銃にして馬匹十餘あり

田家燒鍋

歩兵五十名哨官を畢某と云ふ該兵は専ら道路を警査し馬賊を討勦するを事とす

該兵は阿什河兵營の管下に歸し吉林より派來せるものなりと云ふ兵器は新式銃を用ゆ其傘獲したる馬匪は皆阿什河に送る

長壽縣

城内東南角に兵營一處あり草房十餘間長壽縣衙門後方に又一處あり草房十三四間營は元水師名と名く設立は光緒二十五年にあり二十九年改めて吉安營とせり皆歩兵にして二處各一哨五十名あり東南角の哨官を張某と云ふ兵は皆外來の窮民を招募し缺に隨て補したるものなり



操練は夏季五六月の頃は毎日一回とし秋後は之れを行はず哨官は俸給毎月二十五兩兵は毎月三兩九錢八分なりしが現在四兩二錢八分となれり  
其他長壽縣の城外に駐兵せるものを舉れば左の如し

顔家燒鍋 中哨

灰菜頂子 中哨

夾信子 右哨

獨逸式にして春秋は一日一回操練し夏冬は五日乃至十日に一回操練す兵器は新式銃及び二人擡銃とす

向陽山

向陽山南北大街北首路東に一營盤あり吉勝營と云ふ約五百名歩兵多く騎兵少なし武器は新式銃を有す

兵營に大砲二門あり大なるものは口径四五寸砲尾八九寸長さ八九尺小なる者は口径二三寸砲尾四五寸長さ六七尺あり又馬一百餘を有す  
砲臺は磚瓦を用ひ方八九尺高さ二丈許り臺上に小樓一座あり

山河屯

經歷衙門の西に小武衙門あり歩騎合せて二百名吉林より分派せるものに係る營名を吉興營と云ふ操練は三五日或は七八日に一回操練し多く射的を事とす操練の暇には巡街查道す兵器は新式銃にして馬匹數十餘頭あり分駐地左の如し

小山子街東路北に四棟の兵營あり哨官を劉子厚と云ふ歩兵八十名あり

五常廳南門内に兵營あり哨官を于雲珍と云ふ歩兵百名あり

萬發街に吉興營左營右哨あり歩兵八十名を有す

三姓

三姓城内副都統衙門前に兵營あり靖邊後路吉勝營と云ふ瓦房一百餘間分つて中營騎兵前營左營右營此の三營は歩兵の四營約二千名とす光緒十一年の設立なるが拳匪の事變一先づ散し同二十九年又召募せしものなり兵は多く外省の流民にして亦土着の旗民あるも多からず約百人中十餘人に過ぎず  
統領を徳山と云ふ吉林の旗人にして協領たり現に三姓副都統衙門の戸司正



堂たり兵は操練せず只來往巡視するに過ぎず營官毎月四十兩哨官十九兩馬隊は毎月七兩二錢とす兵器は皆新式銃にして砲なし馬隊一營馬匹約三百餘頭なり其三姓城内にある者約一營なり軍紀稍可なり

該營の分駐地點左の如し

營名	所在地	營官	哨名	所在地	哨官	步兵	騎兵	計備考
中營		霜任	左哨		吳得勝		五〇	
			中哨		德祿		五〇	
			右哨		裕山		五〇	
			前哨		方有祿		五〇	
			後哨		運本德			
前營		呂永安	前哨		胡魁升	四〇		
			中哨	克于克李家		四〇		
			後哨			四〇		

右營					左營					
恭升										
後哨	右哨	左哨	前哨	中哨	中哨	後哨	前哨	左哨	右哨	左哨
	不詳	濃々河		祥順山	大漂河	四站	二站	五站	三站	五十戶
	郝保				德少昌	不詳	德坤	孫得勝	李連芳	呂永德
五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	四〇
五〇										



寧古塔

寧古塔には清國官兵三營あり毎營約二百名靖邊軍左路と名け統領を富某と云ふ毎營哨官四名あり内三名を王廉李鵬趙如飛と云ふ其兵城内には只一餘名餘は城外に分駐す兵器は皆新式銃にして數日一回演操す該兵は凡て同地方のものなるが故に敢て民人を欺負する事なく風紀嚴峻なり

駱駝磧子

此地小兵營あり草房三棟土牆を繞らす兵丁は皆寧古塔より派遣せし旗人にして歩兵約五十名あり隊長は六品頂戴文詹と云ふ毎月操練一次操時皆射的を事とし甚だしく劣等なるものは軍棍二十打を加ふ

兵營に小砲二門あり口徑五寸砲尾七八寸のものあり其彈藥は毎月寧古塔に赴きて領し來る四隅に堡壘あり皆土を用ひて累起し高さ七尺許り寬一丈許り臺上一砲架あり備兵十餘名を有す

穆稜河

前街廟東路北に草房十三間の兵舎あり吉勝軍と云ふ光緒二十八年十二月廿

八日吉林より派し來りたるものなり何れも歩兵にして合して五哨(中哨前哨後哨左哨右哨)と稱するも實數は一百餘名に過ぎず

營官は孫某と云ひ(寬城子人)後哨々官を崔成文(朝鮮人)と云ふ前哨々官楊某(寬城子人)は一目を眇す故に楊一眼と綽名せり

該兵は皆無籍の流民を招募し缺くるに従て之を補す俸給毎月四兩五分哨官は毎月二十兩兵器は新式銃馬匹五十餘頭あり猶ほ四外に各卡倫ありて兵四五名あり查道に任す

綏芬廳

衙門中親兵軍と稱す皆歩兵にして約一百餘名あり隊長を曹進福と云ふ(外委)光緒二十九年十二月三日吉林より分派せらる凡て吉林に於て召募せられしものにして死者逃者あれば該廳官自ら召募して之を補缺す此兵は總て廳官に扈從せるものなり

局子街

局子街外河南岸街を去る事里許一兵營あり名けて吉強軍と云ふ光緒二十九



年十二月吉林よりの分派に係り局子街に設立せられしものなり始め局子街は駐兵少なからざりしが光緒二十六年露人に焼燬され全く解散せしが二十八年重ねて統領衙門を重修し二十九年に至り始めて原に復したるものなり吉強軍は中左右前の四營あり即ち局子街にある者二營或は一千人と云ふにして其餘二營或は云ふ四哨は四外に分駐す内歩兵三營騎兵一營にして兵は旗人あり漢人あり内漢人を多しとす

一營約四百名とす兵は光緒二十八年吉林に於て之を召募したるものにして當時應募者には每人毎日京錢二百文を給し一ヶ月餘を経て全く召募し終り後每人一ヶ月兵餉四兩を給し九月局子街に發往せしめたるものなりと云ふ兵にして若し歸郷の事故あるものは營中に其名を留めて其缺を補せず若し逃者死者あれば即ち別に召募して之を補ふ

營兵は毎日操練三回毎回二時間を度とす衙門の兵は統領自ら操練を看外駐の者は營官看操す其善良なるものは京錢一千五百文を賞し以下五百文に至る不可なる者は馬棍を以て打懲し再練せしむ其他營兵は更替查道す當番の

日は操練せず武器は凱市槍三百餘挺あり新式銃每人一挺軍刀每人一本とす其他營内に緊口帽子鎗多し

馬匹は統領衙門に八十頭駐外營は每營四十頭あり若し馬匹死すれば本人をして自ら銀錢を備へて購はしめ三ヶ月を限り期に至るも未だ求めざるものは除名して兵たるを許さず

俸給は統領毎月一百五十兩營官は毎月銀四十八兩乃至五十兩哨官は毎月十五兩乃至二十四兩哨長は毎月十二兩兵丁は入營當時は每人毎月銀四兩なりしが去年二月より四兩五錢となれり或は云ふ歩什長は四兩騎什長は八兩五錢歩兵は四兩馬兵は七兩二錢統領は事ありて兵一營を動かす毎に俸銀五十兩を加ふと云ふ

現今の統領は胡殿甲(號は選青安徽省壽州縣人)或は云ふ湖北省の人にして部下哨官二十餘名あり營官三名俱に三品頂戴にして一を楊得勝と云ひ其他帶に王某と郭某なるものあり

吉強軍は吉林省に於いて最も整頓せる軍隊として屢に將軍の上奏を経たる



ところなり該營の軍法は甚た嚴にして人の敢て犯すものなし若し毆打爭論するものあれば事の大小により軍棍を以て二十乃至五十を打つ多きも八十を越えず若し嫖賭等の情あれば營内にありて之れを處罰し殊に之れを辱しむ又毆打致死に至るものあれば斬に處す現に局子街に駐在せるもの左の如し

左營(歩兵)前哨々官賴某 哨長陳某

中營(騎兵)前哨々官胡某 同安某

右營(歩兵)左哨官參某

中營(騎兵)哨官

統領衙門は延吉崗南河南岸一小土城の中間屋にあり大堂五間二堂五間俱に瓦屋にして内哨官宅一所房二十餘間は俱に草屋なり

衙門内に文案師爺二人書啓師爺三人あり衙門内にあるものは四哨三百二十人にして騎兵二哨歩兵二哨哨官四名哨長四人衙役二十餘人あり

大王青村

大王青村前中間に小營盤あり房屋五間大門一間あり吉強軍の分派にして光緒二十七年(明治三十四年)の設立に係る盡く漢人歩兵にして一哨四十餘名に過ぎず

哨官は陵某と云ひ兵丁は皆延吉廳下より招成せらる若し死者或は逃者等あれば乃ち同地方より補缺す操練は或は五日或は十日に一回とし一定せず其銃時も皆銃を持して射撃の風を倣ふのみ操練の餘暇は凡て村外に赴きて查道に任す

哨官毎月銀十八兩兵丁は毎月四兩五錢とす武器は各兵各新式銃を有す營中に小砲六七門あり大擡杆と名く能く三四清里を射撃すと云ふ兵營前に一小砲臺を置き土を用ひて累ぬ兵營の東北角にも又小砲臺一座あり皆大擡杆砲を備ふれども殆んど實用に堪へず砲臺の上には一大草房ありて孔を屋牆に鑿ちて砲眼とせり營外には常に六七名あり往來巡道す

大黃溝

溝東に一兵營あり吉強軍の分派なり房六七間の草屋にして光緒二十六年明



治三十三年(露人に解散せられ二十七年再復したるものなり)歩兵約五十名隊長は五品劉某と云ひ兵丁毎月俸給四兩二錢武器は「モーゼル」銃を使用す兵營の四隅に小砲臺あり砲八門あり砲口四寸長六尺之れに要する彈藥は琿春より運來す砲臺は土累にして方四十歩許高七八尺臺上に小樓一あり

璽園礮子

兵營は街西頭路南にあり草房前後兩棟各七間左右各五間あり  
銅佛寺

兵營は街東頭南にあり草房十餘間あり  
頭道溝

兵營は街東頭にあり草房五間歩兵二百五十名あり  
琿春

琿春城内に吉甯軍あり光緒二十九年(明治三十五年)の創設に係り吉林寧古塔各處の兵を集めたるものなりと云ふ共に三百餘名或は云ふ同地は以前中國官民兵約八營ありて前路中路二軍前路五營中路三營每營四百五十名ありし

が光緒二十六年(明治三十三年)露人侵入のため解散し二十七八年に至り旗人中より更に召集したるものなりと

武官は協領郎某の外正副哨官十餘名あり兵丁は皆滿洲人歩兵にして一ヶ月俸給五兩五錢を給す

武器は新式銃を用ゆるも齊一ならず馬匹二十餘頭あり

敦化縣

東關街中間路北に兵營あり前後兩棟各五間左右廂房各三間俗に東營となす光緒二十七年吉林より來り歩兵一哨約百名あり西營も又百餘名あり哨官は旗人にして年齢四十餘歳操練は十餘日に一回とし操練外は查道を事とす武器は每人新式銃にして馬六七頭あり歩兵の俸給四兩二錢とす  
炮手營は西城場街東頭路南山東店內にあり哨官は高某にして炮手五十人あり毎月四兩二錢を給す

該營は皆以前獵業に従事せしものを召集し光緒二十六年設立したるものなれども軍紀稍々見る可きものあり



第三項 黑龍江省兵備

黑龍江省は光緒六年練軍を興し各城の額兵歩兵九十名騎兵一千名とし後光緒八年將軍文緒呼蘭馬隊與安步隊を加増し合計練軍馬隊一千三百名を三營に分ち歩兵三千九百五十名を八營とせり光緒十二年齊字軍練軍を起し光緒十七八年の頃將軍依克唐阿更に鎮邊軍と改め齊々哈爾に前後左の三營を置き其他墨爾根に一營鐵山包に一營ありしも明治三十三年事變後盡く散亂し其後將軍薩保新に三千七百名を召募して制軍と稱し各城に分駐せしめたり

光緒三十一年明治三十八年十月に至り將軍達桂の上奏により通省制軍を改正して巡警步騎隊十營とし將校兵卒共に三千三百餘名あり之を黑龍江省目下の兵力とす

其規制左の如し

巡警步騎十營を分て中左右軍とし中軍騎兵二營歩兵二營左軍騎兵一營歩兵二營左軍騎兵一營歩兵二營共と十營統領三人營官七人幫帶官每營二人を置き每營中前左右後の五哨に分つ中左右三軍統領は各軍の中營騎兵を兼帶す

齊々哈爾

南關南北大街路東に兵營一處あり光緒二十六年明治三十三年露人に侵佔せられ嗣後光緒二十九年(明治三十六年)舊兵營南界相距る遠からざる處に兵營を置き正房三間瓦屋其餘は平房なり此外城東門内將軍衙門の東界にも兵營あり二兵營の兵丁共に五六百名内騎兵一百餘名其外皆歩兵なり

此等は凡て旗兵にして別に召募したるものに非ず五日に一回操練す操練の時歩兵は専ら射撃し騎兵も亦標的三個に對し馬上射撃をなし三發連射して其熟練如何を驗す操練の餘暇は巡街查道すること他と同じ而して該兵巡街の時晝間は馬棒を持し夜間は新式銃を用ゆ俸給は哨官每人毎月八兩兵丁歩兵は四兩騎兵は八兩とす

兩營中の飼馬は一百餘頭に過ぎず死傷すれば兵丁之を補ふ兵器は「モーゼル」槍連珠槍洋槍等あり又六磅砲を用ゆ

海拉爾

旗兵三百名海拉爾城内十字街路北にあり



呼蘭

土城外東邊に兵營あり營官を王鳳鳴と云ふ山東の人にして老成練達營規謹肅なり哨官三名内に王某なる者あり兵三哨共に一百五十名齊々哈爾より分駐せる者なり該地六七月に至り高粱稠密となれば四郷に分卡して防備す  
徐慶街

西關裏東西大街路北小衙門に四十餘名あり哨官を余肥子と稱す  
布特哈

布特哈協領衙門前に一營盤あり兵丁一二百名當地旗人より練派せしものなり

墨爾根

墨爾根北關路西に一營盤あり兵丁五百名當地旗人中より派せしものなり  
白彥蘇々

該地西營東營に步騎各二百五十名あり統領を巴某と云ふ

第四項 水師營

滿洲に水師あるは順治十八年吉林に水師營を設け遷移人を以て水手に充てたるに始まり次で康熙三年吉林水師營總管各員を設けて水手を統轄す十三年水師營總官を黑龍江地方に移し吉林水師に於て四品五品官各二名を設け十六年水師營六品官二名を増設し二十六年吉林運糧船漢軍水手二百五十八名修船匠四十八名を設く光緒十四年復總管一人六品官二名を設く黑龍江吉林に於て船隻を修造せしは康熙二十六年に始む

乾隆二十四年齊々哈爾墨爾根兩處の船隻大修に遇へば仍ほ吉林に送り修理する事とせり

其後光緒十五年(明治二十二年)に至り吉林將軍長順黑龍江將軍依克唐阿の二人奏して曰く松花の一江直ちに兩省に達し夏季に至り盜賊の巢窟となるを以て水師砲船を設立し分段巡緝するに非ざれば不可なり今淮軍水師章程を變通し參ゆるに其間の形勢を以てし先づ大板船一隻を修造し砲二門を駕し總哨官一員を以てこれを帶し舳板船二隻每船砲二門を備へ船長九名を用ゐて之を分帶し每哨官舳長三名を率ゐる皆總督官の管轄に歸し共に頭工船工各十二名砲勇三十名獎勇一百



八名を用ゐる其他辦事官書識一名號令二名を均しく總哨官船に置く而して該官勇は多く南方人にして水性を修知せるにより其一營を改めて水師となす可し云々と

十月長順復た奏して曰く吉林と朝鮮は圖們江を以て界となす然るに近日朝鮮の邊官私に橋渡を設けて往來し商民漏稅越墾の弊あり而も沿江上下數百清里巡查易からず況んや露人現に復た朝鮮に陸路通商す我が珲春一帶の交渉事件勢必す増繁せん茲に擬して圖們江に砲船二隻を設立し上下梭巡すれば邊防に於て亦少補なきにあらす其砲船一切は悉く本年四月奏設の松花江水師砲船章程に照して辨理し冬期結氷後は船上の辨勇をして隊伍に酌接し要を扼して巡緝せしめん云々と此れを松花江圖們江水師營の始めとす

其規則左の如し

松花江水師營船艦は夏は則ち三姓阿什河伯都納の松花江を巡遊し冬は則ち三姓巴彥通及び賓州廳の夾板站地方に駐紮す

光緒十五年の定數によれば總哨官一名辦事官一名字識一名哨官二員艦長九名號

令二名船工十二名頭工十二名砲勇三十名獎勇一百〇八名あり

圖們江水師營は夏は圖們江上下を梭巡し冬は則ち珲春の西歩江に駐紮す人員は領哨一字識一、船長一、號令二、船工三、頭工三、砲勇八、獎勇二十八とす

砲船は三板船一隻、噶爾薩砲三門を備へ四板船二隻、噶爾薩砲各一門あり

以上は光緒十五年(明治二十二年)に於ける現況なるも陸軍の振はざると共に水師の頽廢も亦甚たしく現今は殆んど其殘跡を留むるに過ぎず

其外水師營なるものは駐防八旗の一部隊にして水防を掌るものなり

黑龍江水軍都統衙門は齊々哈爾南門内にあり光緒十六年(明治三十三年)露人の爲めに全く毀壞せられたり

該都統は只兵丁を挑選して水師を操練す衙門に書啓師爺あり衙役は撥什庫七八名あり其兵正數一千一百七十餘名あり而かも皆事あれば調し事なければ則ち本業を執る從來毎年二月八月の二季操練あり操練時は即ち家に住し別に兵營を置かず只光緒二十六年(明治三十三年)以來は操練を廢せり

吉林水師營は驍勇營の前營にして約五百名と稱す營内船隻十餘隻あり長四丈寬



一丈五尺每隻十八人を載す中左營と共に江内の警邏に任ず又毎年清明節前後開江の時船隻を修補し江水暴漲中救護帆船の用に預備す  
琿春水灣子に水師營あり旗官一人兵丁十餘人あり水船一隻約二百餘名を載す可し専ら江中の行船を監視す

第五項 砲臺

滿洲に於て砲臺を設置せしは蓋し光緒七年(明治十四年)露國に備ふるが爲め三姓地方に於て砲臺を設けたるを以て始めとす後邊境の防備漸次廢頽し加ふるに露人の侵入以來恣に毀壞する所あり現に其用に堪ふるもの殆んどなしと謂うて可なり

吉林城北清國砲臺は吉林城東北四五清里の一山にあり小牆を築く高さ四尺周圍二清里附近に鎮武廟あり内砲七門あり射線は北方に向ふ砲臺下火藥庫六房南三間内に火藥を藏せり

此砲臺は日露戰役中露人の爲め毀壞せらる

三姓巴彥通砲臺五座は松花江南岸城東三十五清里にあり光緒七年督辦邊防事宜吳大澂の奏請により建築十年工竣る砲臺各長さ二十丈寛十丈高さ二丈十五珊米突後陸鋼砲を置く周圍は繞らすに土牆を以てす其高さ凡そ一百五十丈外に官廳二間火藥庫二座小藥庫四間兵房十間馬道二道伏通四處あり

此砲臺は近年火災に罹り現に壞砲二門殘墟に棄抛しあるのみ  
琿春小郎屯地方砲臺三座城西南十餘清里にあり光緒十四年副都統依克唐阿の奏請改築せしものにして始め光緒七年督辦邊防事宜吳大澂の奏請修築に係りたるも規制合せざるにより後に改築せしものなりと云ふ

中砲臺高十九丈五尺東砲臺高二十丈西砲臺高二十一丈各十五生的鋼砲を置き環らすに土垣を以てす周圍一百二十三丈五尺高さ一丈二尺あり官廳六間彈藥房三所兵房十間馬道三道あり

阿拉坎地方砲臺三座城東南十清里にあり光緒十四年副都統依克唐阿の奏請に依り改築する事前と同じ東砲臺高さ二丈一尺西砲臺高さ之に亞ぐ各十五珊鋼砲を置き環らすに土垣を以てす周圍一百二十三丈七尺高さ一丈二尺官廳六間彈



樂房三間兵房十間馬道三道あり

右二處の砲臺も日露戰役中露人の爲めに毀壞せられ其砲は露人に奪去せられたりと云ふ

其他各處兵營四壁に設置せる小砲臺あるも砲臺と稱するに足らず

第六項 配兵表

今左に東三省所在の配兵の明白なるものを掲ぐ

第一 盛京省

府州縣名	地名	營名	步兵	騎兵	砲兵	計	馬匹	武器	摘要
奉天府		巡警隊	八八			八八			
安東縣		同							
岫巖縣		同	一六〇			一六〇			
鳳凰城		同	一四〇			一四〇			
寬甸縣		同	二〇〇			二〇〇			
懷仁縣		同	一四〇			一四〇			

府州縣名	地名	營名	步兵	騎兵	砲兵	計	馬匹	武器	摘要
通化縣		同	一四〇			一四〇			
柳河縣		同	二〇〇			二〇〇			
輯安縣		同	二〇〇			二〇〇			
興京廳		同	二〇〇			二〇〇			
海龍府	海龍城	捕盜營	二〇〇	三〇	二三〇	三〇	新式銃 二人擡鎗		
		同	五〇		五〇				
		同	五〇	三〇	五〇	三〇			
	楊子哨	中營	五〇	三〇	五〇	三〇			
	同	同	五〇		五〇				
	杉松岡	同	五〇		五〇				
	黑咀	前營	五〇		五〇				
	聖水河子			三〇	三〇	三〇			
	二道岡		五〇		五〇				
	恒通山子 (樺道山?)		五〇		五〇				



府州縣名	地名	營名	步兵	騎兵	砲兵	計	馬匹	武器	摘	要
寧遠州			二〇〇			二〇〇				
義州			二〇〇			二〇〇				
廣寧縣			二〇〇			二〇〇				
鎮安縣			二〇〇			二〇〇				
彰武縣			二〇〇			二〇〇				
新民府			二〇〇			二〇〇				
錦縣			二〇〇			二〇〇				
臨江縣	六百坦	巡警隊	一〇〇			一〇〇	二〇	新式銃		
	土口		五〇			五〇				
	山城子	右營	一〇〇	三〇		一三〇	三〇			
	朝陽鎮	後營	二〇〇	三〇		二三〇	三〇			
	八道岡		五〇			五〇				

府州縣名	地名	營名	步兵	騎兵	砲兵	計	馬匹	武器	摘	要
綏中縣			二〇〇			二〇〇				
海城縣			一四〇			一四〇				
承德縣			二二〇			二二〇				
遼陽州			二〇〇			二〇〇				
蓋平縣			二四〇			二四〇				
復州			一六〇			一六〇				
田莊臺			二〇〇			二〇〇				
雙臺子			二〇〇			二〇〇				
昌圖府			二〇〇			二〇〇				
康平縣			一四〇			一四〇				
開原縣			一六〇			一六〇				
遼源州			二〇〇			二〇〇				
懷德縣	楊家大城		一五〇	五〇		二〇〇		洋銃		



府州縣名	地名	營名	步兵	騎兵	砲兵	計	馬匹	武器	摘	要
奉化縣	朝陽坡			五〇		五〇		五〇新式銃		
	黑林子			五〇		五〇		新式銃		
	奉化縣		五〇〇			五〇〇		新式銃		
	榆樹臺		一〇〇			一〇〇				
	小城子		一〇〇			一〇〇				
鐵嶺縣			二〇〇			二〇〇				
西豐縣		瑞務營	三〇〇			三〇〇				
西安縣			一〇〇			一〇〇		連發銃		
東平縣			二五〇			二五〇				
洮南府										
靖安縣										
開通縣										
合計			八二〇			八二〇				

第二 吉林省

府州縣名	地名	營名	步兵	騎兵	砲兵	計	馬匹	武器	摘	要
吉林府	吉林	吉勝營	三〇〇			三〇〇		新式銃		
	同	靖邊軍前鋒	一三〇〇			一三〇〇				各地に分駐せるもの多し
	同	安字軍	二五〇			二五〇		同		
	同	驍勇營	五〇〇			七五〇		同		磨盤山より分派
	輝發		八〇			八〇				
	長山屯		二五			二五				
	橫道河子		二五			二五				
	烏拉街									
	舒蘭河		五〇			五〇				
	其臺木	吉勝營	四〇			四〇		同		
	法特哈門			五〇		五〇				
	岔兒河		二〇			二〇				



府州縣名	地名	營名	步兵	騎兵	砲兵	計	馬匹	武器	摘要
伊通州	雙陽河		五〇			五〇			光緒二十八年吉林より派遣
	呼蘭川屯		五〇			五〇			
盤石縣	鉅密		五〇			五〇			光緒二十八年吉林より派遣
	大孤山		五〇			五〇			
	小孤山		五〇			五〇			
	赫爾蘇		五〇			五〇			
	威遠堡		二〇	五〇		五〇			
	一把單			五〇		二〇			
長春府	同	精銳營	五〇			五〇		洋銃	十餘年前設立
	寬街	同	八〇			二五〇		新式銃	

府州縣名	地名	營名	步兵	騎兵	砲兵	計	馬匹	武器	摘要
農安縣	雙城堡	捕盜營	五〇	五〇		一〇〇	五〇	同	福隆泉より分派 七八年前設立 光緒二十年設立
	福隆泉	吉字軍	五〇	五〇		五〇		大砲四 新式銃	
	石河盛		五〇	五〇		五〇			
	新安鎮		五〇	五〇		五〇			
	雙立鎮		五〇	五〇		五〇			
	孤榆樹	吉勝軍	五〇	五〇		五〇			
	新城		五〇	五〇		五〇			
	陶兒州		五〇	五〇		五〇			
	浩色站		五〇	五〇		五〇			
	遜扎堡站		五〇	五〇		五〇			
伯都訥廳	社哩站		二〇			二〇			光緒十五年設立
	長春嶺		三〇			三〇			



府州縣名	地名	營名	步兵	騎兵	砲兵	計	馬匹	武器	摘要
賓州廳	社莫塔呼		五〇			五〇			吉林より分派
	查罕		五〇			五〇			
	石頭城子		五〇			五〇			
	五家站		五〇			五〇			
	雙城堡	捕盜營	五〇			五〇		新式銃	
	同			五〇		五〇			
	太平庄			二八		二八			
	韓家店			不詳					
	八家子			五〇		五〇			
	拉林			不詳					
康寧路			不詳						
阿什河			四五〇		四五〇		一〇 新式銃四		
賓州		吉安營 靖邊右翼	三〇〇		三〇〇				

長壽縣									
府州縣名	地名	營名	步兵	騎兵	砲兵	計	馬匹	武器	摘要
五常廳	興隆溝		二〇〇			二〇〇			同
	田家燒鍋	巡捕隊	五〇			五〇			
	賓州		二五〇			二五〇			
	瑪延河	水師營 吉安營	五〇			五〇			
	同	捕盜營	五〇			五〇			
	顏家燒鍋		五〇			五〇			
	灰柴頂子		五〇			五〇			
	夾信子		五〇			五〇			
	八站		不詳						
	一面坡	捕盜營	二〇			二〇			
同	捕盜營	五〇			五〇				
同	吉勝軍	一〇〇			一〇〇				
山河屯	吉興營	二〇〇			二〇〇		洋銃		
向陽山	吉勝營	五〇〇			五〇〇		新式銃 二〇〇		



府州縣名	地名	營名	步兵	騎兵	砲兵	計	馬匹	武器	摘	要
三姓	萬發街	吉興營	八〇			八〇				
	小山子	吉勝軍	八〇			八〇		開司鎗		
	小城子	靖遠後路吉興營中營								
	同					五〇				
	同					五〇				
	同					五〇				
	同					五〇				
	同					五〇				
	同					五〇				
	同					五〇				
	同					五〇				

或は云ふ光緒廿九年三姓軍に改むと

寧古塔	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
沙蘭站	掖河	同	寧古塔	同	同	濃々河	同	祥順山	大漂河	四站	二站	五站	三站											
			左邊路軍					右營																
四〇	四〇	一〇		五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇											
								五〇																
四〇	四〇	一〇		五〇	五〇	五〇	五〇	一〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇											
								五〇																
			新式銃																					
			一營二百人																					



府州縣名	地名	營名	步兵	騎兵	砲兵	計	馬匹	武器	摘	要
延吉廳	局子街	捕盜營	五〇	八〇		五〇		新式銃		
綏芬廳	三岔口	親兵軍	一〇〇	八〇		一〇〇		新式銃		
	穆稜河	吉勝軍	一〇〇	八〇		一〇〇		新式銃		
	海林		五〇	八〇		五〇				
	馬連河		四〇	八〇		四〇				
	新官地		四〇	八〇		四〇				
	駱駝砬子		五〇	八〇		五〇		砲二		
	東京城		四〇	八〇		四〇				
	頭道溝	右左營	二五〇	八〇		二五〇				

光緒九年設立

珲春		瑤圖砬子		土門子	
西歲子	砲手眼兒	哈成門	西古城	大礮子	大黃溝
			帽山前	嘎呀河	朝陽河
			大王青	銅佛寺	大王青
			吉寧軍	左營	右營
二〇	二〇	二〇	三〇〇	二五〇	八〇
				五〇	五〇
				四〇〇	四〇
				五〇	五〇
				四〇	四〇
				五〇	五〇
				新式銃	小砲七
				砲八	新式銃
				新式銃	



府州縣名	地名	營名	步兵	騎兵	砲兵	計	馬匹	武器	摘要
敦化縣	密江		三〇			三〇			光緒廿六年設立
	凉水泉子		三〇			三〇		七新式銃 旗兵	
	水灣子		二〇			二〇			
	三道溝		二〇			二〇			
	哈落		五〇			五〇			
	東營	右翼左營	一〇〇			一〇〇			
	西營		一〇〇			一〇〇			
	官地		三〇			三〇			
	崗子		三〇			三〇			
	大山嘴子		三〇			三〇			
城場	炮手營	五〇			五〇				
額木索		五〇			五〇				
黃土窩子		二五			二五				

合計

三二四

第三 黑龍江省

府州縣名	地名	營名	步兵	騎兵	砲兵	計	馬匹	武器	摘要
齊々哈爾	五呼馬同	巡警軍	五〇〇	一〇〇		六〇〇	一〇〇	新式銃	
呼蘭府	塔爾哈同		二五	二〇		二五		新式銃	呼蘭城より分派
綏化府	沈家窩舖		一五〇	二〇		一五〇	三〇	新式銃	
	西集版		五〇	五〇		一〇〇		新式銃	
	北團林子		二〇〇	三〇		二〇〇		新式銃	北團林子より分派
白彥州	朝布窩棚		五〇			五〇		新式銃	
	白彥蘇々	四東營	二五〇	二五〇		五〇〇		新式銃	民族兵
餘慶縣	餘慶街		四〇			四〇		新式銃	
雙廟子								新式銃	



府州縣名	地名	營名	步兵	騎兵	砲兵	計	馬匹	武器	摘要
布特哈			二〇〇			二〇〇			
墨爾根			五〇〇			五〇〇			
海拉爾			三〇〇			三〇〇			
合計						二七五〇			

備考一、東三省駐防八旗兵の定額は盛京省凡そ一萬八千三百餘名吉林省凡そ一萬零六百二十餘名黑龍江省凡そ一萬一千四百七十餘名三省計四萬零九百八十餘名なるも前述の如く實際其武裝訓練は到底價值なきを以て各省の兵力中に算せず

二、盛京省舊有の各軍は拳匪事變後將軍增祺巡捕游擊隊を各路に駐紮し此外續募及び添設するものありて營制皆一律なる能はず日露戰後游匪蠢動するを以て各府縣に於ては或は添勇を稟請し或は降匪を招撫し營制從て紛糾し人數も亦多少の差あるを以て近時盛京將軍趙爾巽は所有の舊隊中老弱を裁汰し精壯を挑練し漸次改正し實を擧げんとせり今其要點を擧れば

左の如し

騎兵は二百五十人を一營とし歩兵は五百人を以て一營とし全省共に四十營とし之を奉軍と名け中、左右、前後、副左、副右、副後の八路とし各地に分駐せしむ

營名	管帶官營數	兵數		所在地	摘要
		步兵	騎兵		
奉軍中路	統領	六	二五〇〇	奉天	親軍五營河防一營
奉軍前路	同	五	一五〇〇	分遼南各處	綏靖三營並遼海復蓋各巡隊を騎二步二營とし嶺西路より歩一營を添ふ
奉軍左路	同	六	二〇〇〇	分東遼一帶扼要地	東遼九城巡隊及び新募の新騎營を騎二步四營となす
奉軍副左路	同	四	一〇〇〇	分海龍府屬	海龍總管所部各隊及西豐西安營とす
奉軍右路	同	五	一〇〇〇	分新民府屬	新民府武鎮安及新立屯、姜家屯各巡隊を騎四步二營とし分駐す
奉軍副右路	同	六	一五〇〇	分錦州府屬	錦州府屬游擊巡捕各隊を騎五步一營とす
奉軍後路	同	四	一七五〇	分鐵嶺等處	瑞務一營並鐵嶺開原率化懷德各巡隊を騎三歩一營とす
奉軍副後路	同	四	一〇〇〇	分洮南府屬	北路統巡坐營及び遼寧康平兩州縣巡捕隊を騎四營とす
合計		四〇	八五〇〇	騎兵十七營 騎兵二十三營	



奉軍八路步騎四十營將校下士卒俸給表

營名	官名	員數	月俸給	公費	増俸	摘要
奉軍八路每路	統領	一	五〇	一〇〇	一〇〇	騎兵一營を兼管す
	隨同	一	三三		一〇〇	
	差遣	一	一八		一〇〇	
	總教習	一	四〇		一〇〇	
	辦事官	一	二三		一〇〇	
	字識	一	七		一〇〇	
	幫帶	一	一八		一〇〇	
	哨官	五	二三		一〇〇	
	哨長	五	九		一〇〇	
	騎什長	二五	七五		一〇〇	
	騎兵	二三五	七		二	
	馬伙夫	四六	三		二	

以上は統領附屬の騎兵每營の將校下士卒數及び其俸給なり

管帶	辦事官	字識	哨官	哨長	騎什長	騎兵	馬伙夫
管帶騎兵十七營每營	一	一	四	五	二五	二三五	四二
	五〇	二〇	一三	九	九	七	三
	八〇						
	五〇	一〇	一七	一	二	二	
	五〇	〇	三	七	一	二	
	五〇	〇	三	七	一	二	
	五〇	〇	三	七	一	二	
	五〇	〇	三	七	一	二	
	五〇	〇	三	七	一	二	
	五〇	〇	三	七	一	二	

以上は統領直隸以外の騎兵一營の定員及び其俸給なり

管帶步兵十五營每營

管帶	辦事官	教習
一	一	一
五〇	一三	二〇
八〇		
五〇	五	一〇



營	名	官名	員數	月俸給	公費	增俸	摘	要
		字識	一	七		三		
		哨官	四	三		一七		
		哨長	五	九		一一		
		步什長	五〇	四五		一一		
		步兵	四五〇	四		一一		
		長伙夫	六七	三		一一		

以上は歩兵一營の定員及び其俸給なり

第五節 清國武官々位等級對照表

品位	駐防八旗	練勇軍	本邦相當武官
正一品	都將	提督	中將
從一品	統軍	提督	中將

品位	職名	品位	職名	品位	職名	品位	職名	品位	職名	品位	職名	品位	職名
正二品	副都統	正三品	總管	正三品	總管	正三品	總管	正三品	總管	正三品	總管	正三品	總管
從三品	副都統	正四品	總管	正四品	總管	正四品	總管	正四品	總管	正四品	總管	正四品	總管
從四品	副都統	正五品	總管	正五品	總管	正五品	總管	正五品	總管	正五品	總管	正五品	總管
從五品	副都統	正六品	總管	正六品	總管	正六品	總管	正六品	總管	正六品	總管	正六品	總管
從六品	副都統	正七品	總管	正七品	總管	正七品	總管	正七品	總管	正七品	總管	正七品	總管
從七品	副都統	正八品	總管	正八品	總管	正八品	總管	正八品	總管	正八品	總管	正八品	總管
從八品	副都統	正九品	總管	正九品	總管	正九品	總管	正九品	總管	正九品	總管	正九品	總管
從九品	副都統	正九品	總管	正九品	總管	正九品	總管	正九品	總管	正九品	總管	正九品	總管



滿洲地誌上卷終

滿洲地誌上卷正誤

頁數	行數	誤	正	頁數	行數	誤	正
三三二	二	食器にして	食器にして	三三二	二	人犯の	人犯の
四九	一	完達山脈	完達山脈	三三三	十二	人犯と	人犯と
四九	二	ケンタイ山脈	ケンタイ山脈	三三〇	四	遼源州	遼源州
五〇	二	稜稜河	稜稜河	三四八	八	元室蓋	元室蓋
一七五	十二	典史は	典史は	三五二	四	四個項子	四個項子
一七八	十三行	十三行の總城廳を取り同頁二行目賓州廳の次位に置く		三五四	十三	三十餘人は	三十餘人は
二二二	一	黒林子前街東省	黒林子前街東省	三七〇	三	督催す	督催す
二二九	四	阿什河副都統	阿勒楚喀副都統	三八二	五	負傷を	負傷を
二二四	四	同地の協約は	同地の協約は	三九六	八	捐を管す	捐を管す
二四二	四	東四大街中間	東四大街中間	四一	十二	豚は	豚は
二四四	二	卷案を管す	卷案を管す	四四四	六	一萬三千餘人	一萬三千餘人
二四五	七	元繁・元難の中缺	元繁・元難の中缺	四五七	十一	依立河	依立河
二五七	二	二ありし	二ありし	四五九	二	中新	中新
二六一	一	光緒二十一年	光緒三十一年	四六二	十一	烏拉街に歩兵	烏拉街に各歩兵
二六六	七	兵衛道	兵衛道	四六二	十二	通州に歩兵	通州に各歩兵
二七一	十四	第二項	第一項	四六二	七	當地に招募	當地にて招募
二七四	五	白露船後	白露船後	四六九	十二	元水師營と	元水師營と
二八〇	四	科爾沁札	科爾沁札	四八二	十三	歩兵二營共と	歩兵二營共に
二八〇	六	圖什業國旗	圖什業國旗	四八四	一	呼蘭	呼蘭城
二八五	一	増旗	増旗	五〇六	十四	改正し實を	改正の實を



明治三十九年八月三十日印刷  
明治三十九年九月三日發行

滿洲地誌附圖共全四冊  
正價 金五圓五拾錢

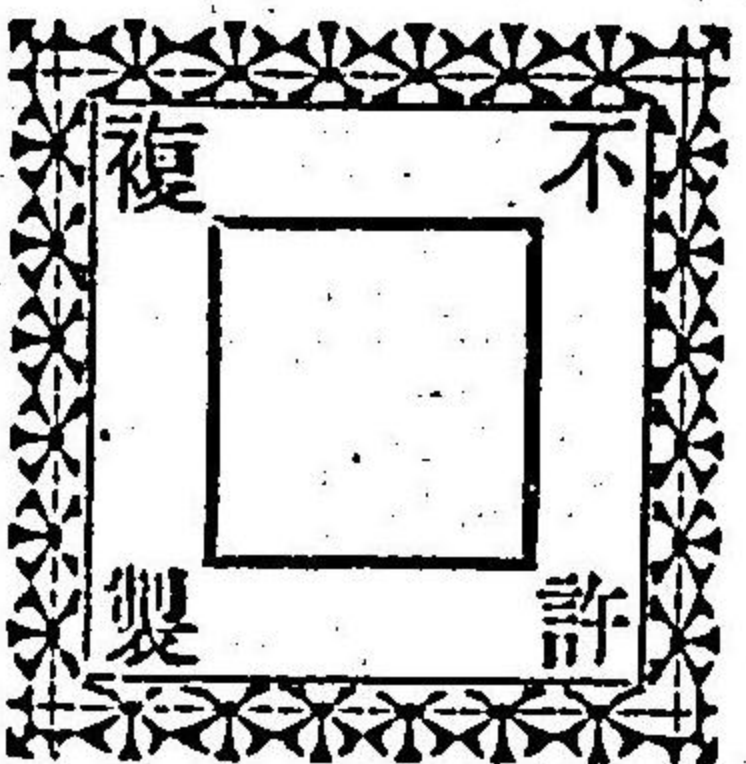
著作者 守田利遠

發行者 丸善株式會社

右代表者 小柳津要

印刷者 野村宗十郎

印刷所 株式會社東京築地活版製造所



發行所

東京市日本橋區通三丁目十四番地  
丸善株式會社  
大阪市東區博勞町四丁目  
丸善株式會社支社





227-09

新刊

遼東兵站監部編纂

三十八年十一月出版

# 滿洲要覽

菊判洋裝全壹冊  
紙數五百餘頁  
正價金貳圓  
郵稅金拾五錢

如何にして戦勝の獲得權を有效ならしむべきや？  
是れ日本國民全體の研究すべき問題なり而して滿洲要覽は之に解鍵を與ふる最有力の參考書たるべし

法學博士有賀長雄君校  
東亞同文會編纂

三十九年四月再版發行

# 東亞特種條約彙纂

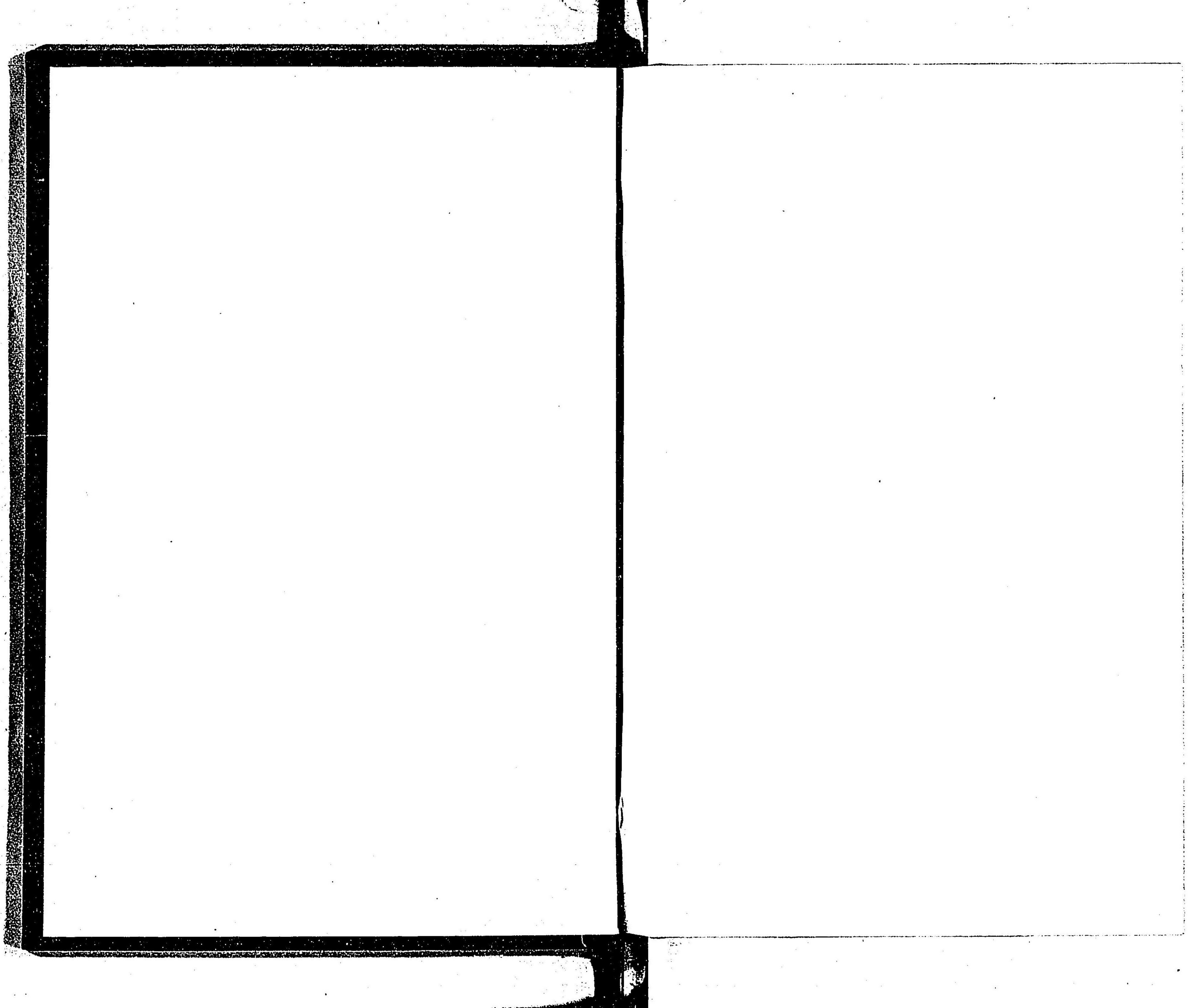
四六倍判洋裝全壹冊  
紙數壹千參百餘頁  
正價金參圓五拾錢  
郵稅金貳拾錢

日露戰役は東亞の大事件にして其結果は亦實に東亞の大局を一定し世界外交史上一新時代を劃したり即ち之に關聯する有らゆる條約及外交文書を網羅すると共に初版に漏れたる舊條約及新條約を増補したる本書は日本國民が常に架上に備へて反覆攻究すべきものにあらずや

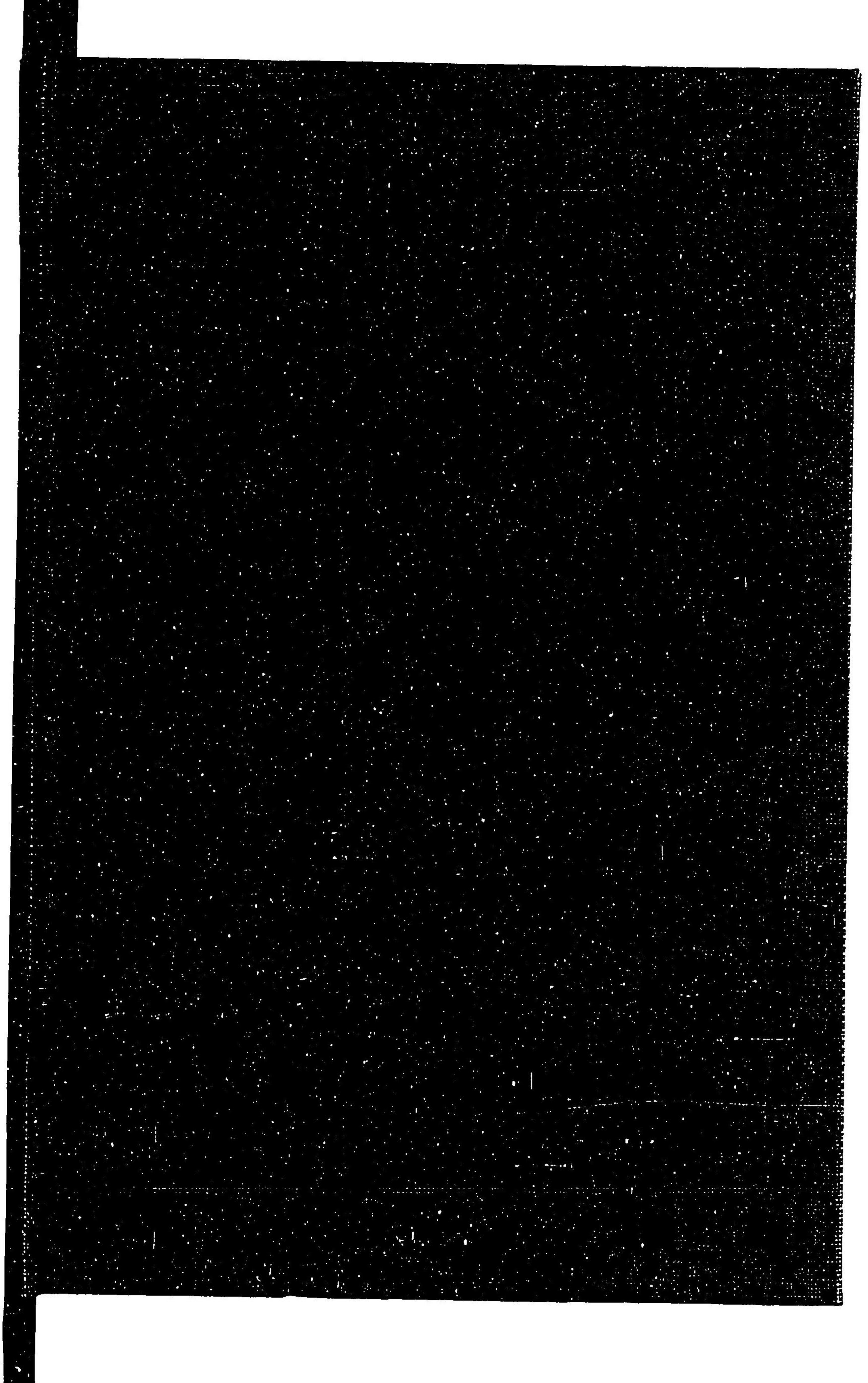
東京 大阪

丸善株式會社











292.25

M852.m

(A)

026689-001-1

292.25-M852m

滿洲地誌

守田 利遠/著

上

M39

ADD-0380





